

平成24年 3月 5日 開会

平成24年 3月19日 閉会

(定例第1回)

南部町議会議録

南部町議会議務局

南部町告示第8号

平成24年第1回南部町議会定例会を次のとおり招集する。

平成24年2月15日

南部町長 坂本 昭文

記

1. 期 日 平成24年3月5日

2. 場 所 南部町議会議場

○開会日に応招した議員

板 井 隆君	仲 田 司 朗君
雑 賀 敏 之君	植 田 均君
景 山 浩君	杉 谷 早 苗君
赤 井 廣 昇君	青 砥 日出夫君
細 田 元 教君	石 上 良 夫君
井 田 章 雄君	秦 伊知郎君
亀 尾 共 三君	足 立 喜 義君

○応招しなかった議員

な し

平成24年 第1回(定例)南部町議会会議録(第1日)

平成24年3月5日(月曜日)

議事日程(第1号)

平成24年3月5日 午前11時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議事日程の宣告
- 日程第4 諸般の報告
- 日程第5 施政方針の説明
- 日程第6 常任委員長、副委員長互選結果の報告について
- 日程第7 報告第1号 専決処分の報告について
- 日程第8 報告第2号 専決処分の報告について
- 日程第9 議案第1号 南部町と鳥取県との間の職員の研修に関する事務の委託に関する規約の全部改正について
- 日程第10 議案第2号 平成23年度南部町一般会計補正予算(第7号)
- 日程第11 議案第3号 平成23年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第12 議案第4号 平成23年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第13 議案第5号 平成23年度南部町住宅資金貸付事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第14 議案第6号 平成23年度南部町墓苑事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第15 議案第7号 平成23年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第16 議案第8号 平成23年度南部町浄化槽整備事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第17 議案第9号 平成23年度南部町公共下水道事業会計補正予算(第4号)
- 日程第18 議案第10号 平成23年度南部町病院事業会計補正予算(第2号)
- 日程第19 議案第11号 南部町イノシシ解体処理施設条例の制定について
- 日程第20 議案第12号 スポーツ振興法の全部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第21 議案第13号 南部町公民館条例の一部改正について
- 日程第22 議案第14号 南部町非常勤職員及び臨時的任用職員の勤務条件等に関する条例の一部

改正について

- 日程第23 議案第15号 南部町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
- 日程第24 議案第16号 南部町税条例の一部改正について
- 日程第25 議案第17号 南部町放課後児童クラブ条例の一部改正について
- 日程第26 議案第18号 南部町特別医療費助成条例の一部改正について
- 日程第27 議案第19号 南部町宮県単独斜面崩壊復旧事業分担金徴収条例の一部改正について
- 日程第28 議案第20号 土地の売却について
- 日程第29 議案第21号 町道路線の認定について
- 日程第30 議案第22号 平成24年度南部町一般会計予算
- 日程第31 議案第23号 平成24年度南部町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第32 議案第24号 平成24年度南部町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第33 議案第25号 平成24年度南部町介護サービス事業特別会計予算
- 日程第34 議案第26号 平成24年度南部町住宅資金貸付事業特別会計予算
- 日程第35 議案第27号 平成24年度南部町建設残土処分事業特別会計予算
- 日程第36 議案第28号 平成24年度南部町墓苑事業特別会計予算
- 日程第37 議案第29号 平成24年度南部町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第38 議案第30号 平成24年度南部町浄化槽整備事業特別会計予算
- 日程第39 議案第31号 平成24年度南部町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第40 議案第32号 平成24年度南部町水道事業会計予算
- 日程第41 議案第33号 平成24年度南部町病院事業会計予算
- 日程第42 議案第34号 平成24年度南部町在宅生活支援事業会計予算

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議事日程の宣告
- 日程第4 諸般の報告
- 日程第5 施政方針の説明
- 日程第6 常任委員長、副委員長互選結果の報告について

- 日程第7 報告第1号 専決処分の報告について
- 日程第8 報告第2号 専決処分の報告について
- 日程第9 議案第1号 南部町と鳥取県との間の職員の研修に関する事務の委託に関する規約の全部改正について
- 日程第10 議案第2号 平成23年度南部町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第11 議案第3号 平成23年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第12 議案第4号 平成23年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第5号 平成23年度南部町住宅資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第6号 平成23年度南部町墓苑事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第7号 平成23年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第16 議案第8号 平成23年度南部町浄化槽整備事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議案第9号 平成23年度南部町公共下水道事業会計補正予算（第4号）
- 日程第18 議案第10号 平成23年度南部町病院事業会計補正予算（第2号）
- 日程第19 議案第11号 南部町イノシシ解体処理施設条例の制定について
- 日程第20 議案第12号 スポーツ振興法の全部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第21 議案第13号 南部町公民館条例の一部改正について
- 日程第22 議案第14号 南部町非常勤職員及び臨時的任用職員の勤務条件等に関する条例の一部改正について
- 日程第23 議案第15号 南部町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
- 日程第24 議案第16号 南部町税条例の一部改正について
- 日程第25 議案第17号 南部町放課後児童クラブ条例の一部改正について
- 日程第26 議案第18号 南部町特別医療費助成条例の一部改正について
- 日程第27 議案第19号 南部町営県単独斜面崩壊復旧事業分担金徴収条例の一部改正について
- 日程第28 議案第20号 土地の売却について
- 日程第29 議案第21号 町道路線の認定について
- 日程第30 議案第22号 平成24年度南部町一般会計予算
- 日程第31 議案第23号 平成24年度南部町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第32 議案第24号 平成24年度南部町後期高齢者医療特別会計予算

- 日程第33 議案第25号 平成24年度南部町介護サービス事業特別会計予算
日程第34 議案第26号 平成24年度南部町住宅資金貸付事業特別会計予算
日程第35 議案第27号 平成24年度南部町建設残土処分事業特別会計予算
日程第36 議案第28号 平成24年度南部町墓苑事業特別会計予算
日程第37 議案第29号 平成24年度南部町農業集落排水事業特別会計予算
日程第38 議案第30号 平成24年度南部町浄化槽整備事業特別会計予算
日程第39 議案第31号 平成24年度南部町公共下水道事業特別会計予算
日程第40 議案第32号 平成24年度南部町水道事業会計予算
日程第41 議案第33号 平成24年度南部町病院事業会計予算
日程第42 議案第34号 平成24年度南部町在宅生活支援事業会計予算

出席議員（14名）

1番 板井 隆君	2番 仲田 司朗君
3番 雑賀 敏之君	4番 植田 均君
5番 景山 浩君	6番 杉谷 早苗君
7番 赤井 廣昇君	8番 青砥 日出夫君
9番 細田 元教君	10番 石上 良夫君
11番 井田 章雄君	12番 秦 伊知郎君
13番 亀尾 共三君	14番 足立 喜義君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長	唯 清 視君	書記	仲田 憲 史君
		書記	芝田 卓 巳君
		書記	前田 憲 昭君

説明のため出席した者の職氏名

町長	坂本昭文君	副町長	藤友裕美君
教育長	永江多輝夫君	病院事業管理者	田中耕司君
総務課長	森岡重信君	財政専門員	板持照明君
企画政策課長	谷口秀人君	地域振興専門員	長尾健治君
税務課長	分倉善文君	町民生活課長	加藤晃君
教育次長	中前三紀夫君	総務・学校教育課長	野口高幸君
病院事務部長	陶山清孝君	健康福祉課長	伊藤真君
福祉事務所長	頼田光正君	建設課長	頼田泰史君
上下水道課長	真壁紹範君	産業課長	景山毅君
監査委員	須山啓己君		

議長あいさつ

○議長（足立 喜義君） おはようございます。まず、昨年3月11日に発生しました東日本大震災から1年がたとうとしております。お亡くなりになりました多くの方々に対し、黙禱を行いたいと思います。御起立ください。黙禱始め。

〔全員黙禱〕

○議長（足立 喜義君） 黙禱を終わります。御着席ください。

開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。平成24年3月定例会の開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

国政におきましては、以前混乱のきわみにあり、停滞していることは否めません。党利を超え、日本国民にとって真に必要なことは何かを考えて日本のかじ取りをしていただくことを切に望みます。

昨年の豪雪に引き続き、本年もかなり積雪がありましたが、幸いにも被害が最小限にとどまり、安堵しているところであります。

また、3月を迎え、このところ、ようやく春の息吹が実感できるようになりましたことは、喜ばしいことであります。

去る2月22日、7地域振興協議会の会長・副会長の皆さんから、諸課題、今後の計画についてお伺いをし、また、議会からは議会の活動報告等を行い、活発な意見の交換を行いました。各振興区におかれましては、それぞれ特色を生かした、住民目線に合った懸命に努力をしてらっ

しゃることを御報告申し上げます。

議会におきましては、本定例議会から新しい常任委員会を定め、今まで分割して審議していた議案を、議員全員をもってさらに詳細に審議いたします。議員全員をもって、より詳細に審議することにより、より住民目線に立った審議を行うこととしております。

本議会は、平成24年度の町政の施政方針を初め、町政の根幹となる当初予算などを定める極めて重要な議会であります。

諸議案の内容につきましては後ほど町長から説明がございしますが、町民の要望にこたえるべく提出されております諸議案に対して慎重審議いただき、適正かつ妥当な議決に達することをお願い申し上げ、開会のごあいさつといたします。

町長あいさつ

○町長（坂本 昭文君） 3月定例会の開会に臨みまして、一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

3月となりまして少し春めいてまいりましたけれども、ことしは特別に寒い毎日が続いておりまして、特に記録的な豪雪が全国各地で発表されるなど、大変な冬でございました。

被災地においても同じことございまして、復興ままならない中で、寒い中で頑張っておられるというようなことを一方で思いながら過ごした、この3カ月ほどではなかったかと思っております。一日も早い復興を祈念をする次第でございます。

町政におきましては、議員活動を大変お世話にもなっておりまして、おかげさまで大きな事件や事故もなく順調に推移をいたしているところでございます。

この12月以降今日まで、火災などの消防団の出動はなかったということで御報告受けております。ただ、交通死亡事故が1件発生をいたしました。これは寺内地内で米子の方がスピードの出し過ぎではないかということでございますけれども、1月の23日にお亡くなりになったわけでございます。これは平成22年4月28日から634日目ということでございまして、交通事故のない明るい南部町をつくっていきたいと思っておりますけれども、大変残念な事件でございます。ちょうど道路改良なども進めている箇所ございまして、一日も早い改良につなげていかなければいけないというように改めて思った次第でございます。

2月末人口でございますけれども、1万1,640人でございます。12月から2月末の出生数でございますけれども、11人でございます。そして、お亡くなりになった方が38人ということでございます。それぞれの皆様の健やかな御成長と、そして、心からなる御冥福を本議場を

通じてお祈りを申し上げたいというように思います。

本定例会におきましては、平成24年の当初予算、各特別会計、一般会計初め、特別会計などの当初予算など盛りだくさんの議案を提案させていただいております。いずれの議案につきましても町政の推進には必要な議案ばかりでございます。19日までの長丁場でございますけれども、どうぞ慎重御審議、検討賜りまして御承認をいただき、御賛同賜りますようによろしくお祈りを申し上げます、開会のごあいさつにかえたいと思います。

午前11時00分開会

○議長（足立 喜義君） ただいまの出席議員数は14人です。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、平成24年第1回南部町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（足立 喜義君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、次の2人を指名いたします。

6番、杉谷早苗君、7番、赤井廣昇君。

日程第2 会期の決定

○議長（足立 喜義君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、15日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 異議なしと認めます。よって、会期は、15日間と決定いたしました。

日程第3 議事日程の宣告

○議長（足立 喜義君） 日程第3、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第4 諸般の報告

○議長（足立 喜義君） 日程第4、諸般の報告を行います。

初めに、議長より報告をいたします。

南部町議会による鳥取大学など視察研修について報告をいたします。

南部町議会において、1月25日に鳥取県林業試験場及び鳥取大学に視察・研修に行きました。議会として、今後の南部町の地域・産業のより一層の活性化を図るために、特に新エネルギーを目的として、鳥取県林業試験場及び鳥取大学に視察・研修に行ったものであります。

鳥取県林業試験場におきましては、当該試験場の概要、南部町にありますレングスとの取り組み、エネルギー利用を目的とした林地残材伐採を及び搬出等について研修を受け、また実際に試験場の施設の視察を行いました。

鳥取大学においては、南部町と鳥取大学との連携、南部町における環境政策についての意見交換を行うとともに、エネルギー源としてのバイオマスエタノール・木材の利用についての講義を受け、大学における最新の研究結果、問題点、可能性等について知識を深めたところであります。

福島における原子力発電所の事故、枯渇する石油などの化石燃料、二酸化炭素などの温室効果ガスの削減について考え、ひいては南部町においてエネルギー的自立を模索するものであります。

次に、鳥取県町村議会議長会定期総会の報告をいたします。

去る平成24年2月21日に、鳥取県町村議会議長会定期総会が鳥取市で開催されました。

会務報告の前に会務諸報告があり、地方自治法の一部を改正する法律案の概要について説明がありました。一つ、地方議会制度。二つ、議会と長との関係。三つ、直接請求制度。四つ、国等による違法確認訴訟制度の創設。五つ、一部事務組合・広域連合など、いずれも議会に関係するものです。3月に閣議決定し、国会に提出されるようでありました。

その後、会務報告の後、平成24年度鳥取県町村議会議長会事業計画、一般会計予算、一般会計の会費分賦徴収方法について説明があり、全議案とも承認されました。例年より変更点は委員長研修会の廃止であります。理由といたしましては、研修内容が一つの委員会を対象とした内容であり、余り適切でないということでありました。

次に、自治功労者の表彰があり、全国町村議会議長会表彰規定に沿い、町村議会議長として6年以上在職し、功労のあった者。町村議会議員として21年以上在職し、特に功労のあった者。町村議会議員として13年以上在職し、功労のあった者。町村議会事務局長として在職10年以上にして功労のあった者。町村議会事務局長として在職7年以上にして功労のあった者。以上の内容により9名が表彰されました。

最後に、第19回鳥取県町村議会広報コンクールの表彰があり、日程のすべてを終了いたしましたが、今年度は南部町には表彰の該当者はありませんでした。

以上、鳥取県町村議会議長会定期総会の報告を終わります。資料につきましては、すべて議員控室に閲覧に供しておりますので、ごらんください。

次に、議会全員研修会（振興区との意見交換会）ということを行っております。

2月22日、緑水湖研修センターにおいて、地域振興協議会における課題・計画と議会についてをテーマとし、同協議会と議会で報告及び意見交換を行っております。

地域振興協議会における課題や今後の計画について伺い、議会として振興協議会にどのような協力及び支援ができるのかを研究いたしました。また、議会における活動報告をお伝えし、議会においてどのような活動を行っているのかの理解をいただきました。

議会においても、地域振興協議会におきましても最も大切なことは、地域に住んでおられる住民の方が、自分たちの地域は自分たちで切り開くと地域に誇りを持っていただき、南部町に住んでよかったとご満足いただくことです。今後、地域振興協議会と議会とが協力して、住民の方に南部町に住んでよかったとご満足いただけるように努力してまいります。

次に、鳥取県西部広域行政管理組合議会の報告をいたします。

去る2月24日、平成24年第2回議会定例会が開催されました。一般会計補正予算4億640万2,000円が計上されましたが、国において繰越明許費として予算措置されることから、それに合わせて24年度事業実施するものです。

次に、24年度一般会計予算案であります。歳入歳出それぞれ58億4,534万3,000円で、前年度と比較して294万3,000円の減額予算が提案されました。

その他として、危険物の規制に関する政令の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての議案と、鳥取県西部広域行政管理組合と鳥取県との間の職員の研修に関する事務の委託に関する規約を変更する協議についての議案が提案されて全会一致で承認されました。

議会定例会終了後、全員協議会が開かれて鳥取県西部広域市町村圏計画（基本計画）の説明がありました。第1章第1節で策定の趣旨。第2節で計画の方針。第3節、計画の構成。第4節、計画の内容。第5節、計画の策定・進行管理体制。第6節で計画の推進。

第2章では、圏域の現状。第3章では、組合の共同処理事務。それぞれの説明がなされ、参考資料として、鳥取県西部広域行政管理組規約。2番目に、共同処理事務と構成市町村との関係。3番目に、組合の沿革。4番目に、各施設の概要。5番目が、各施設の配置図。6番目に、平成23年度から平成28年度までの財政推計。7番目が広域市町村圏計画策定委員会設置要綱の概略説明がありました。

以上、鳥取県西部広域行政管理組合議会の報告は終わります。詳しい資料は議員控室に閲覧に

供しておりますので、ごらんください。

続いて、議会改革調査特別委員会、青砥日出夫君から報告を求めます。

8番、青砥日出夫君。

○議会改革調査特別委員会委員長（青砥日出夫君） 議会改革調査特別委員会におきましては、24年、先月の2月29日に開催しております。

内容につきましては、南部町議会住民説明会実施のための同要綱についての詳細な検討を議員で重ねました。

8月29日、昨年の議会改革調査特別委員会で検討して得た同要綱についての改良点、検討した事項等についてさらに深く検討を行い、またよりよいアイデアを入れ、10月19日にさらに検討した結果を持ち寄り、より完全なものとし、よりよい住民報告会を開催し、議会としての説明責任を果たすべく努めました。

町民の方にどのような報告をすれば最もよいのかなどについて慎重に検討を行った結果、議会議員の了解を得、当初予算成立後からこれを実施すべく進めております。

南部町議会の住民に対する説明会の開催を求める請願について議会として採択した以上、議会としましては、できる限りこれが効果的なものとなるよう、また最も適切なものとするように努め、請願を出していただいた方、ひいては住民の方への説明責任を果たすべく努めてまいります。

以上でございます。

○議長（足立 喜義君） 次に、南部町議会から派遣しています特別公共団体議会の報告を求めます。

初めに、南部箕蚊屋広域連合定例議会について、石上良夫君から報告を求めます。

10番、石上良夫君。

○南部箕蚊屋広域連合議会議員（石上 良夫君） 10番、石上です。南部箕蚊屋広域連合議会2月定例会の報告をいたします。

去る2月14日、平成24年第1回南部箕蚊屋広域連合議会定例会が開催され、平成23年度一般会計補正予算、介護保険事業特別会計補正予算並びに平成24年度一般会計予算、介護保険事業特別会計予算が提案され、承認されました。

平成24年度一般会計予算は、歳入歳出総額4億6,389万円で、対前年度比967万円、2%の減額予算であります。歳入は、特別会計への繰出金の減額に伴う町村負担金の減額が主なものです。

介護保険事業特別会計では、歳入歳出総額2億2,900万円で、対前年度比較では8,1

60万円、3%の減額予算であります。

介護給付費は、第5期計画の初年度である平成24年度では、25億6,684万円と23年度計画値より低い推移を見込んだために減額となっております。

また、第5期介護保険事業計画により、第1号被保険者への保険料が見直されたことによる介護保険条例の一部改正案が承認されました。

以上で南部箕蚊屋広域連合議会報告を終わります。

○議長（足立 喜義君） 次に、鳥取県後期高齢者医療広域連合議会定例会の報告を求めます。

9番、細田元教君。

○鳥取県後期高齢者医療広域連合議会議員（細田 元教君） 9番、細田です。去る2月16日に24年度第1回鳥取県後期高齢者医療広域連合議会が招集され、定例会がありました。その一端を報告いたします。

御存じのようにこの後期高齢者の議会ですが、民主党政権が公約で後期高齢者医療制度の廃止を掲げたことを受け、検討を始めた厚生労働省の高齢者医療制度改革会議は、平成22年12月の最終取りまとめで制度の廃止を宣言、提言いたしました。

しかし、全国知事会が制度は定着しているなどとして廃止に反対の姿勢を示すなど、関係者間の調整が進まず、当初目指していましたが平成23年通常国会への改正案の提出は見送られ、制度廃止は早くても平成26年2月、今後の政治状況によってかなり難航することも予想され、先行き大変不透明な状況となっております。

高齢者医療制度は、今後取りまとめられる社会保障と税の一体改革大綱に沿って、さまざまな改革が実施されていると思われそうですが、世代間の納得が得られ国民的な合意のもとで高齢者にとってよい制度設計が行われるよう、その動向に注意してまいりたいと思っております。

また、この定例会におきましては、保険料率の改正、改定関係議案や平成24年度の鳥取県後期高齢者医療広域連合一般会計及び特別会計の当初予算などが提案されました。保険料の裁定に当たりましては、国からの指導のもと被保険者の負担を少しでも減らすため、保険料率を据え置くこととする内容で条例の改正がなされました。

議案の第1号でしたが、鳥取県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正、これ保険料の関係です。これは、後期高齢者医療制度は、2カ年の医療給付の見込みに基づいて保険料を設定することになっておりまして、今回の改正は平成24年度及び25年度の財政機関における保険料率を定めるものでございます。

改正の内容としましては、被保険者の保険料負担の軽減を図るため、医療給付準備基金を12

億4,085万円を取り崩して平成24年度及び平成25年度の保険料を現行のままに据え置くことになりました。

続きまして、平成23年度の広域連合の補正予算は、歳入歳出それぞれ24億5,469万6,000円減額いたしまして、719億398万7,000円とするものでございます。これは医療費の軽減と保険料軽減の措置が国から来たということでもあります。

24年度の後期高齢の一般会計は、予算総額5,320万7,000円であります。

24年度の後期高齢の特別会計予算は、総額が735億7,281万7,000円となりました。

それと、あとは鳥取県の後期高齢連合の第二次広域計画の策定が行われました。これは第一次広域計画との相違でございますが、広域連合を行う事務に平成22年8月に策定した保険料収納対策計画に基づき市町村の保険料収納対策の取り組みを支援することが追加になっております。第二次広域計画の期間は、平成24年度から後期高齢者医療制度が廃止するまでの期間となっております。

ちなみに、この今回、基金が12億4,085万円取り崩されました。これは2年間で平成24年度は、4億8,281万8,000円。25年度が7億5,803万2,000円取り崩されます。もともと平成23年度に基金は、17億9,629万3,333円ございました。これを取り崩しますと、残りがあと5億5,544万3,333円になりまして、毎年3億の医療費が上がっております。先が見えるような今状態ですけど、高齢者の負担を減らすということで基金を大幅に崩し、料率を変えないというような議会でありました。詳しくは控室にございますので、皆さん目を通してやってください。

以上、報告を終わります。

○議長（足立 喜義君） 次に、南部町・伯耆町清掃施設管理組合議会定例会の報告を求めます。

5番、景山浩君。

○南部町・伯耆町清掃施設管理組合議会議員（景山 浩君） 5番、景山です。平成24年第1回南部町・伯耆町清掃施設管理組合の議会が定例会でございますが、去る2月の29日に開催をされております。

当日は、議案が3件提出をされておまして、第1号の議案は……（サイレン吹鳴）第1号の議案は、専決処分の承認を求める案件でございました。

中身は、定例会条例の一部を改正をするもので、現在3月と9月年に2回開催をされておりますこの定例会を他の業務とのふくそうを避けるために2月と8月に開催というふうに改めるとい

うものでございました。全会一致で承認をしております。

第2号議案、23年度の補正予算でございました。歳入歳出それぞれ1,177万3,000円を追加をして、1億4,986万8,000円とするものでございます。

中身につきましては、歳出の関係の予算が大枠固まったということで、その数字を整理をしていくものがほとんどでございます。

それと、歳入につきましては、当初少し少な目に見積もってありましたごみの受け入れの手数料の増額というものでございます。

この議案に対しては、ごみの受け入れ量が多い、ごみの削減努力がまだ十分ではないと。また、プラスチックごみを現在焼却をしているが、こういうものを焼くべきではないといったような意見から反対の発言もございましたが、採決の結果、賛成多数で承認をされております。

第3号議案、平成24年度の会計予算でございますが、1億4,102万2,000円の予算規模、ほぼ昨年といたしますか、当年と同じ規模の予算でございました。

西部広域全体で将来的には、平成33年まで各町村の焼却施設を維持をしていかないといけないということで年間約6,000万円の修繕料がかかっておりますが、その修繕料をかけてでもこの33年まで何とかもたせていきたいという説明がございました。

採決に当たりましては、先ほどの補正予算と同じ理由での反対という声も出ましたが、結果、賛成多数で承認をしております。以上でございます。

○議長（足立 喜義君） 以上で諸般の報告を終わります。

日程第5 施政方針の説明

○議長（足立 喜義君） 日程第5、施政方針の説明を行います。

町長から施政方針の説明を求めます。

町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） これより、本定例議会に提案します平成24年度南部町一般会計当初予算案を初めとする諸議案につき、その概要と当面する町政の課題について所信の一端を申し述べ、本議会を通じ議員各位を初め町民の皆様の御理解と御協力をお願いする次第であります。

2012年は、昨年のような大雪もなく穏やかな幕あけとなりましたが、寒気団が日本を襲い、昨年以上に厳しい寒さが続いておりインフルエンザが流行しております。本年が災害のない平和な年となり、東北地方の大震災からの一日も早い復旧を願うものでございます。

平成24年度は、10月に町長・町議会議員は4年間の任期満了を迎えることになり、マニフ

エストに掲げた案件の残された事業について実現できるよう全力を挙げて取り組むとともに、古事記編さん1300年など、再活の町としての新たな取り組みにより活気あふれる町政の発展を願い、積極的な予算編成といたしております。

さて、国政にありましては、民主党政権になりましてから総理大臣が3人目となる野田内閣が誕生して1月24日に第180回通常国会が召集され、23年度の震災からの復興や経済の再生を進めるための補正予算を初め、消費税率の引き上げを含む社会保障と税の一体改革や国家公務員の削減と給与の引き下げ、国会議員の定数削減など予算の裏づけとなる予算関連法案81法案が提出され、与野党の激しい攻防が展開され、24年度予算案の年度内成立に予断を許さない状況であります。

平成23年度の町政を振り返ってみますと、昨年3月11日に発生した東北地方を中心とした大震災には発生から1週間後の3月18日に岩手県宮古市に医療・看護を中心とした災害支援隊を派遣して大災害に対する大きな役割を果たし、当時の片山総務大臣や石破自民党政調会長からも大きな評価を受けたところであります。以降も継続的に職員を派遣してまいりました。平成24年度におきましては長期的な職員派遣の要請を受けており、派遣の検討をしているところであります。

鳥取県西部地域の自治体にありましては、中海沿岸の米子市を含む4市で結成されていた中海市長会に出雲市、鳥取県西部町村会を含む中海・宍道湖・大山圏域市町村会が設立され、人口が66万人となり広域的連携を図ることによって観光や企業同士の連携が強化され、圏域全体の底上げが図られるとして期待が高まっています。また、鳥取県西部地域振興協議会におきましても、私から企業誘致の連携の必要性について提案して企業立地ガイドの共同パンフレットなどの発行を通じて企業立地フェアへの出展を行い、通勤できる県西部のどこの市町村に企業が立地してもよいとする考えでまとめ、西部地域全体で企業誘致を推進して雇用の確保を図ることとしております。このように、今後は広域的な視点での新たな時代を迎え、観光や産業分野で新たな潮流が生まれてくることになりましたので、しっかり自治体の責任を果たしてまいりたいと考えております。

我が南部町の長年の懸案事項でありました文教施設整備は、防災拠点整備の観点を持たせた会見第二小学校の体育館の改築、法勝寺庁舎エレベーター工事が完了したことにより大型公共工事が終了いたしました。

非常勤職員保育士の身分保障、待遇改善を同時に行い、保育の継続を図るために行いました二つの保育園の指定管理については、平成23年度は移行準備期間として取り組みましたが、保育

士職員の研修などにより士気が上がり順調に推移いたしました。24年度には、全面的に指定管理者の社会福祉法人伯耆の国において運営を行い、保育時間の延長や土曜日保育の実施により保育環境の改善がなされることとなり大変期待いたしております。また、4園の保育所において保護者の皆さんなどの協力により芝生化が整備でき、運動会には園児がはだしで伸び伸びと走っている姿は印象的でありました。

教育委員会関係では、明るい話題として西伯給食センターが最新の衛生管理に対応した設備を整え、安心・安全な学校給食に取り組んだこと、おはなし・ドンでは11年間にわたり、お話し楽しさを子供たちに伝える地道な活動に対してそれぞれが文部科学大臣表彰を、南部町スポーツ少年団がスポーツ少年団としての活動のほかに法勝寺川の清掃ボランティアと通じて青少年の健全育成に取り組んだとして日本スポーツ少年団顕彰表彰を受賞、また個人として3名の方が鳥取県教育委員会表彰をお受けになり、受賞を喜び、それぞれの功績をたたえたいと思います。

環境をテーマとした取り組みにあっては、法勝寺庁舎の木質ペレットだき吸収冷温水機の整備をしたことにより、二酸化炭素削減量を売却するカーボンクレジット制度により、鳥取グリコとの協定締結の認証申請をしています。また、町内企業においても木材、竹材などのリサイクルによる肥料化、一般家庭における太陽光発電設備、木質ストーブの普及などの取り組みが進んでおり、南部町が環境問題に大きく貢献できたと思います。

7つの地域振興協議会の取り組みは発足から5年目となり、それぞれの地域の特色を出して自主的な取り組みが展開されてきました。高齢者や生活不便者の解消に向けて共助交通システムの試験的運行や公的施設の指定管理、グラウンドの芝生化作業を地域住民の皆様のボランティアにより実施、防災訓練の実施により早速に台風12号被害による対応が図れて県知事表彰をお受けになるなど、地域の安心・安全環境に貢献していただいております、大変うれしく思っております。

平成24年度は、町職員引き上げ、企画課内において支援体制を整えて協議会の活動を引き続き支援してまいります。

合併時の調整事項の公共料金（上水道・簡易水道料金）の統合問題につきましては、平成23年9月議会において当面の料金改定について議決いただきまして、平成24年1月からの料金に反映することができました。今後も最終的な統合に向けて公共料金審議会において審議することとしております。また、3月議会において水道都合事業基本計画の概要について説明をして平成24年度から3年計画で事業着手したいと考えております。

また、町民の健康増進対策として実施しました肺炎球菌ワクチンの接種は、肺炎で医療機関受診などが減少するなど大きな成果があらわれております。がんは国民病とも言われており、国に

においては平成18年にがん対策基本法を制定してがん検診受診率を高めるとしています。

南部町では昨年9月議会においてがん征圧宣言が議会発議により全会一致で採択され、がんを知り、がん向き合い、がんを負けることのない社会の実現を目指すとしています。このことを重く受けとめまして味の素が開発したアミノインデックスがんリスクスクリーニング検査に町民負担1,000円で実施することとし、3月末までの予約が240人を超えました。平成24年度も予約が殺到しまして既に満杯と聞いております。平成26年度まで毎年1,000人程度実施してデータベース化をして今後の検診に生かしていきたいと考えております。また、これを契機にがん検診率の向上により早期発見、早期治療につながればと願っております。

企業活動についてであります。昭和59年から原工業団地で操業していた島田プレジジョン株式会社においては9月から海外へ生産活動を移すとして閉鎖され、残念な結果となりました。一方、国道180号沿いの阿賀地内において新たな複合型商業施設の進出予定があり、多くの雇用の場が確保できると期待しております。

平成24年2月末現在のふるさと納税をしていただきました状況であります。444件、金額で573万5,200円と多額な納税を賜り、今日までの総額で2,046万5,575円となっております。今後は、それぞれの目的によって効率的な事業を検討して全国からの皆さんの趣旨にこたえられるよう、有益な事業の企画により取り組みたいと存じます。

次に、財政健全化についてであります。国は向こう3年間の予算編成の基本となる中期財政フレームでは東日本大震災からの復興を最優先課題と位置づけ、巨額の財政赤字は財政面における有事であるとして財政再建の必要を強く訴えています。一方、地方財政については、社会保障費の自然増や地域経済の基盤強化などに対応する財源を含め、地方の安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額を平成23年度地方財政計画と実質的に同水準となるよう、確保するとしています。一方、地域主権大綱に基づき市町村への権限移譲など地方自治体の経営に対する責任と判断が求められております。このため、地域力創造に向けた取り組みを支援するとされる緑の分権改革の推進に向けた事業展開が求められており、財源確保に当たっては各種制度の活用を最優先として対応してまいります。

歳入については、長引く経済の低迷により税収の伸びは期待できず、23年度実績見込みを計上しています。一方では、平成26年度で合併算定の交付税の優遇措置が終了することにより、段階的に一本算定に移行して最終的に4億円を超える減少が生ずると推計しております。さらに、交付税の基礎となる単位費用が見直されることから一層の減少を想定し、加えて平成22年度実施された国勢調査において合併時より500人以上の人口減少から数千万の普通交付税の減額を

生ずると推計し、合計で約5億円強の交付税の減額を踏まえた財政運営を行うことを基本に考えております。

歳出につきましては、依然として高い経常収支比率の改善が課題といえますが、大型公共工事が終了したことにより、町民の健康対策費、教育費などを積極的に確保するとともに、事務の合理化による電子決済システムの導入による需用費の削減など、引き続き行財政改革を徹底してまいります。

次に、平成24年度予算編成に当たり、考慮した特徴的な点について概要を申し上げます。

まず、1点目は、学校施設の改修であります。会見第二小学校体育館の改修工事が終了して学校施設の老朽化の改修はすべて終了しましたが、現在、会見小学校肢体不自由児学級に在籍する児童が平成25年度南部中学校に認定就学するため、支援学級開設準備として南部中学校のバリアフリー化が必要なため、エレベーター設備など必要な施設改修を予定いたしました。

2点目は、観光をテーマとした事業の展開であります。現在、各種イベントなどの開催に当たっては観光協会の協賛を得て南部町のイメージアップを図っていますが、24年度は古事記編さん1300年の節目の年に当たります。鳥根県では一大イベントが計画されており、パンフレットに赤猪岩神社の記載をしていただき、新たな神話観光ブームの到来として一大関心事となっております。我が南部町には古事記に記載されている赤猪岩神社が注目され、復興・再活の神社としてこのところ参拝者が多くなっております。24年度は、古事記ゆかりの地の魅力向上に向けた環境整備に取り組み、再活の町として町民の皆さんの参加による事業展開を図りたいと考えています。また、母塚山駐車場に台座を含めて高さ11メートル程度の観音像を建立して町の発展に貢献したいとの申し出をいただいております、6月ごろをめどに既に着手されております。

平成25年春季には、天皇・皇后両陛下をお迎えして全国植樹祭がとっとり花回廊を会場にして開催されます。24年5月20日には、プレ植樹祭として鳥取県植樹祭が同会場で開催され、県民運動の展開が予定されておりますので、環境整備を積極的に推進してまいりたいと考えております。

3点目は、平成23年度から実施していますアミノインデックスがんリスクスクリーニング検査の本格実施であります。少量の血液採取により5種類のがんのリスクが判明できるとされており、年間1,000人程度の受け入れを予定して希望により町外の皆さんの受け入れについても検討しております。既のがんの早期発見により治療につながった事例を聞いております。この検査により一人一人が健康についての関心を持っていただくとともに、検診の大切さを理解していただき、がんの早期発見、早期治療になればと期待しております。

4点目は、若者定住対策についてであります。合併時に1万2,242人であった人口が平成23年12月末では1万1,732人、510人減少しており、若者の定住対策が喫緊の課題であります。町内にも空き家が多く見受けられますので、意向調査により借り受け可能な住居については、台帳整備によりインターネットなどにより情報提供できる環境整備を図りたいと思います。また、関西圏で実施されますI J UターンB I G相談会などに積極的に参加してP Rや情報収集に努めてまいります。生活環境の整備としまして民間企業の進出が予定されております大型商業施設の実現を積極的に推進してまいりたいと存じます。現在の予定では各種法的手続に期間を要するために、一期工事でのオープンは平成25年5月ごろと承っております。

5点目は、子育て環境についてであります。保護者が昼間いない小学校低学年の授業終了後、適切な遊びや生活の場を提供して健全な育成を図ることを目的として、現在2カ所で実施しております放課後児童健全育成事業にあっては利用者の増大により施設が手狭になりました。平成24年度からは地域の教育力及び地域の活力を活用して、モデル的に一部地域振興協議会で運営をしていただき支援したいと存じます。また、母子衛生対策として不妊治療を実施された方に費用の一部を助成することにより、子供が授かるように経済的な支援をしてまいりたいと考えております。

6点目は、ごみ減量化の推進であります。以前より各地域振興協議会の取り組みに協力していただき減量化に取り組んでまいりましたが、さらに減量化するには生ごみの含水率の減少化に取り組むことが必要であり、このため町内全世帯に水切りバケツを配布して、引き続き減量化に協力いただき焼却施設の延命化につなげたいと存じます。

7点目は、緊急雇用対策であります。鳥取県の有効求人倍率は、平成23年12月末で0.67となっており依然厳しい雇用環境であります。平成23年度で終了となっておりました緊急雇用創出事業が東北地方の大震災の関連で平成23年4月以降、離職された方を対象として2,600万円の予算配分となりましたので、平成24年度においても継続とし、新規で12名の雇用機会の確保を図りたいと存じます。

8点目は、町民の安心・安全対策についてであります。歴史的な大災害となりました東北地方の大震災や福島第一原子力発電所の爆発事故、長雨によるゲリラ豪雨などに対応する防災計画、防災マップの全面的な見直しを行うことといたしました。特に、隣県に島根原子力発電所が立地していることにより、平成24年4月に鳥取県は原発関係周辺県に指定されることとなり、立地県に準ずる対応が求められることになりました。県の対応と連携して見直しを図ります。また、島根原発事故を想定し、鳥取県が設置するモニタリングポストを法勝寺庁舎国道側の庭園内に設

置いたします。また、島根原発事故時には全町避難が想定できますので、鳥取県東部地区と山陽方面の自治体と災害時応援協定の締結に向けて検討してまいりたいと考えております。また、防災無線施設にあっても整備してから20年が経過して故障などが多くなり、デジタル化への改修が必要となり、実施設計委託の経費を計上しております。

9点目は、土木費関係であります。新規事業としまして道路橋梁補修を予定しました。平成21年度に調査いたしました橋梁長寿命化修繕計画をもとに全体で37橋梁のうち緊急度の高い橋梁から年次的に補修を行うこととし、11橋梁の補修費を予定いたしました。また、新規町道改良工事を3路線予定しております。なお、一部国道バイパスの供用開始により、県道溝口・伯太線の清水川から阿賀国道交差点まで1,696メートルを旧清水川阿賀線として、バイパスの側道1,578メートルをバイパス側道線として、それぞれ町道認定を予定しております。国道180号バイパス工事で補償対象となりました天津運動公園の代替施設として仮称ではありますが、東西町公園整備事業を計画いたしました。

10点目は、教育関係であります。これまでの教育施策の成果と課題を踏まえての重点施策として、南部町教育の夢ある将来像の実現を目指すため、平成25年度からの10年間の南部町教育基本計画の策定に取りかかります。学習指導要領の改訂並びに現状の過重労働の解消を図るため、英語指導助手を1名増員して中学校区ごとに配置します。また、全校・全学年の少人数学級の編成をすることとしました。新たな社会体育推進組織として検討しておりました総合型地域スポーツクラブの設立を早々に立ち上げる予定としています。南部町教育の日制定条例施行5周年記念事業として、おせの背中を魅せよう町民運動、古事記1300年記念としてオリジナル切手シールの発行、アートスタート推進事業、生涯学習マンスリー事業、学力向上ステップ事業などの新規事業の推進を予定しています。

以上、新たな取り組みなどの概要を申し上げましたが、平成24年度予算編成の基本方針としましては、厳しい経済状況や財政見通しを踏まえ、これまで実施してきた事業評価を行った上で常にその必要性など、原点に立ち返ってゼロベースの視点から見直すことを基本として編成したところです。

次に、マニフェストに掲げております5点の重点事業についての特徴的な事項について申し上げます。

1点目は、人と環境に優しいまちづくりについてであります。

人権問題の柱となる取り組みは、部落差別を初め、あらゆる差別をなくす総合計画をもとに実施計画を樹立して、進捗状況を確認しながら取り組みを実施しています。実施計画の推進は、南

部町人権会議の各部会の活動を中心としています。特に、住民への啓発活動としては、気づく・知る・感じる人権の集いとしてセミナーを継続してまいります。従来の小地域懇談会の問題や課題を踏まえ、平成21年度より各振興協議会と連携しながら人権問題交流懇談会の取り組みを初め、主体的に取り組んでいただいております。本町における住民啓発活動の新しい取り組みとして定着するよう、引き続き連携をして参加者の学習課題の設定などにより、学びの深化や学習機会に恵まれなかった方の掘り起こしに取り組んでまいります。

また、平成23年度に実施した同和地区実態調査の分析結果をもとに、人権・同和教育推進施策の充実及び体系化につなげたいと存じます。

県内では、最近インターネットを利用した悪質な差別書き込み事件など多くの事象が発生し、また、住民票の写しなどの第三者による取得事象なども発生しており、申請があった場合に申し出により本人通知制度を9月から実施することを検討しています。だれもが身近なところでさまざまな人権問題を理解して人の尊厳をお互いの立場で尊重し、不快を感じることなく日々を過ごさなければなりません。そのため、今、行っております人権セミナーなど繰り返し行い、研修の機会に多くの皆様に参加していただくことが重要だと思っております。町内企業にも人権問題に関する企業内研修を積極的に行っていただくよう、引き続き要請しています。

各振興協議会で取り組んでいただきましたごみ減量化5%削減運動などにより、ごみの搬出量は減少傾向ではありますが、家庭用生ごみのさらなる減少が必要で水切りの徹底を図るため、水切りバケツの全戸配布を計画しました。また、引き続きごみ減量化の取り組みは推進し、家庭用生ごみ処理機購入補助、コンポスト購入助成、段ボールコンポストの普及啓発により、生ごみの減量化、堆肥化を推進してまいります。

地球温暖化問題は、先進国、開発途上国を問わず国や地域を超えて取り組まなければならない最重要課題の一つであります。南部町では、企業に課せられた二酸化炭素削減目標に対し、本町で削減した二酸化炭素を売るカーボンクレジット制度により、鳥取グリコとの契約承認を受けることにしています。まきやペレットを利用したボイラー、ストーブ設置への助成を引き続き行って積極的に取り組んでまいります。

住宅用太陽光発電システム設置に対する助成は、7月ごろに現在の売電価格が引き上げられるため、設置希望が増加することが予想されますが、当初では20件予定しています。福島原発事故から再生可能エネルギーの活用が注目されています。民間企業提案によりメガソーラー発電システム施設整備の15年リース方式による収益事業として売電システムの提案を受けており、前向きに検討したいと考えています。

以前から県企業局において検討いただいていた賀祥ダム発電所建設事業については、平成24年度から工事着手と説明を受けております。概要としましては、有効落差37.8メートルを利用して最大出力260キロワットで一般家庭390戸分に相当するとされています。完成の折には、再生可能エネルギーの導入と地球温暖化対策に貢献できるものと存じます。

年次的に整備しています下水道（公共下水道・農業集落排水・合併浄化槽）の平成24年度末の世帯単位での見込み接続率は78.7%を見込んで推進いたします。いずれも戸別訪問や広報活動により推進しますが、高齢世帯や経済的課題もあり大幅な加入は見込めない状況であります。

2点目は、安心・安全のまちづくりであります。

まずは、子育て支援についての対応であります。南部町次世代育成支援行動計画の後期対策の見直しを行いました。これに基づき基本的な視点としては、子供の視点、次世代の親づくりの視点、サービス利用者の視点、社会全体による支援など10の視点により取り組むこととしており、ファミリーサポートセンター支援事業など積極的に支援事業を展開してまいります。

保育園運営については、平成24年度から、さくら、つくし保育園について指定管理による運営を行うこととし、受け入れ時間を30分早めるとともに、30分の延長保育を実施するとともに、0歳児の受け入れをひまわり、さくら、つくしの3園で行い、保護者のニーズにこたえながら運営を行います。公営、民営ともに協働しつつ、切磋琢磨しながら南部町保育のさらなる向上を図ってまいります。

今日の経済不況の現状から保育料の軽減措置を講じていますが、平成24年度においても引き続き実施してまいります。また、町内には交代勤務を強いられる事業所があり、病院が開設しております事業所内保育施設運営費について支援を行うことにしました。

放課後児童健全育成事業は、現在2カ所で児童を受け入れ保護者からは喜ばれていますが、終了時間を午後6時から6時30分に延長いたします。現在の施設が手狭な状況でありますので、24年度から行政のみではなく地域住民の皆さんの力をおかりして、地域全体で見守っていただくためにモデル的に東西町地域振興協議会において、地域の子供さんを受け入れていただくこととしております。

地域の安全対策として以前から防犯灯の設置希望が多くあり、引き続き計画的に整備をしてまいります。火災発生時に最も重要であります水利確保を図るため、広域消防から指摘されている防火水槽を今後継続的に整備することとし、緑水園広場、西町の2カ所の設置を予定いたしました。防災行政無線を整備してから20年以上が経過しており、宅内受信機の老朽化により故障などが多く発生するようになりました。また、デジタル化への移行が必要となっており、緊急防災

- ・減災事業債の適用を受け、全体事業計画の策定を予定し、年次的更新に向けて検討してまいります。

新たな課題として、ゲリラ豪雨や福島原子力発電所の放射能漏れ事故などにより、島根原発事故を想定した対応が求められており、県の計画と連動した防災計画、防災マップの抜本的な見直しに必要な経費を計上しております。また、災害時の対応を想定して鳥取県東部地区では岩美町、山陽地区では広島県尾道市の自治体との災害時相互応援協定の締結について検討してまいりたいと考えております。

昨年、購入しました放射能測定器の活用にあっては、町内11カ所で定期的に測定して公表してまいります。県が実施しました土砂災害防止法に基づく溪流及び斜面の調査についての報告会につきましては、1月末現在46地区で開催しました。未実施地区にあっては今後も継続して行い、終了後に土砂災害警戒区域のイエローゾーン、土砂災害特別警戒区域のレッドゾーンの指定が行われることとなります。

県では従来、補助事業で対応できない小規模事業について、人命及び財産の保護を図る観点から新規事業が創設されますので、これに連動して単県斜面崩壊復旧事業の地元負担を30%から20%として負担軽減を図ることといたしました。

福祉事務所を開設して1年が経過しました。大きな問題もなく安堵しておりますが、受給ケースの訪問頻度などからスタッフの充実が求められており、現在、職員の相互研修で派遣受け入れを行っている県職員の期間を1年間延長することとしました。

県が実施しております事業の継続として、母子生活支援施設入所事務・助産施設への入所事務・母子家庭の経済的な自立を支援する高等技術訓練促進事業などの予算を計上しています。

新規事業として、障がい児通所支援事業に取り組みます。これは児童福祉法、障害者自立支援法の改正により、通所と入所の利用形態別に障がい児施設への入所は県が、通所支援は町が行うことになり必要な経費を計上しました。

また、不妊治療費助成事業にも取り組むこととして、現在、不妊治療において保険適用とならず、経済的な負担となっている実態から負担軽減を図り、子供を望む夫婦に子供が授かるように支援するものです。

12月議会で決議いただきましたがん征圧推進事業としましては、がん検診未受診者、企業への実施状況に関するアンケート調査を実施して、希望者への個別表を策定して検診率の向上につなげたいと思います。平成23年度から実施しましたアミノインデックスがんリスクスクリーニング検査は、平成24年3月末までに240人程度の予約を受けております。平成24年度から

は年間1,000人を予定し、平成26年度まで継続することにしております。町外からの関心が高く、病院独自として受け入れも検討しているところでもあります。

社会福祉協議会に委託して行っております子育て広場、小規模ファミリーサポートセンター事業などは継続して実施します。

地域の介護ニーズに対応するため、平成23年度事業として社会福祉法人伯耆の国が予定しております地域密着型サービス施設（認知症グループホーム）建設事業は、繰り越し事業として対応することとしました。現在、この施設建設を機に法人運営の安定化と施設整備のための用地確保の必要性などを理由に、伯耆の国からゆうらく敷地の適正価格での購入申し出がっております。町としては検討の結果、法人の中長期的な展望に立って安定経営と自立のための資産形成が必要と判断して申し出による予算を計上しました。敷地と建屋は一体的なものと考えてきましたが、建物については経過年数とともに修繕費が多額となり、法人運営ですべてを賄うことは不可能であり、土地購入とは別に協議したいとする法人の意向を尊重し、切り離して対応することとしました。一連の協議の一環として、運営当初の約束事であった努力目標としての使用料についても一定額の一括納入を行い、以後の寄附を中止したいとの申し出を受けています。法人の自立と安定的な運営のためには当然のことと判断してこれを受諾することとし、町と法人の関係について正常化を図っていくこととしました。

平成23年度から実施しました任意接種で中学生を対象とした子宮頸がん予防ワクチン、0歳から4歳児の小児対象のHibワクチン、小児肺炎球菌ワクチンの接種費用の全額助成を継続して、発症及び重症化の予防に努めてまいります。昨年から実施しました肺炎球菌ワクチン接種事業は効果が認められるようですので、引き続き広報活動に努め助成事業を予定しています。

公共交通対策の取り組みではありますが、現在、公共バス6路線、ふれあいバス4路線が運行しています。公共バス路線はすべてが赤字路線で、国や県の補助制度により不足する経費について町の補助金で運営を維持しています。利用者の利用促進を図るため、御内谷線にあっては自転車乗り入れを可能とするなど、利用環境の改善を図るなど工夫をして運行をしていただいておりますが、利用者の増大には及ばない状況であります。また、日本交通により町内唯一のタクシー運行が行われていますが、西伯タクシーの利用が減少して現状が続けば撤退も余儀なくされる状況下であると伺っております。国、県の動向を踏まえ路線バスの維持存続を基本に支援してまいりますけれども、利用者の減少により年々バス事業者に対する補助金が高額となり、福祉タクシー制度など抜本的対策の構築が求められており、公共交通検討委員会において協議してまいります。

南さいはく振興協議会では共助交通システムとして集落からバス停までの輸送を行う定時定路

路線輸送を行っており、車両の維持費を支援してまいります。

長引く経済不況による地域経済の改善が喫緊の課題であります。過去2カ年実施した商工会との連携による総額5,000万円の10%のプレミアム金額を助成してまいります。利用は町内限定でありますので、これを契機に商工会を中心として継続性のある主体的な取り組みを工夫され、活力のあるまちづくりに取り組んでいただきたいと思います。

昨年10月から実施しております南部町小規模工事等取り扱い要綱による実施状況は、15件12社の金額で204万円の実績となっております。引き続き、推進することとしています。

緊急雇用創出事業は、平成23年度で終了予定でありましたが、東北地方の大震災により継続となり、平成23年4月以降に離職された方を対象として新規雇用で12名を予定しています。

鳥獣被害防止対策は、有害鳥獣駆除に対する施策を従来どおり継続いたしますが、ことしは3年ごとの銃の所持許可の更新手続が必要となりますので、駆除従事者の確保の必要から経費の一部助成をすることとしています。

最近の災害の特徴は、局地的な集中豪雨による被害が発生する傾向が多く、全国各地域で多くの被害が発生しております。本町でも台風12号襲来時の集中豪雨により全町避難勧告を発令しましたが、従来なかったため池の堤体からの越流による堤体の崩壊被害が発生しました。今後は集中豪雨を想定した防災訓練などを通じて連絡体制や避難勧告の判断基準、地域振興協議会との連携体制など抜本的な見直しを図り、万全を期したいと考えております。また、豪雨時の境内の湛水解消対策については、建設省中国整備局に境区長さんにも同行いただき、県土整備局長と具体的な提案を陳情しました。今後、解消に向けて積極的に推進したいと考えています。

平成18年度から運用を始めたケーブルテレビ放送は大きなトラブルもなく順調に推移しており、多くの皆様に視聴して喜んでいただき加入率も86.9%となっております。運用から5年が経過しまして施設の耐用年数により交換が必要な計器（無停電電源装置）があり、3年計画で更新を予定して必要な経費を計上しています。

3点目は、教育・文化のまちづくりであります。

平成23年度の会見第二小学校体育館改修により、学校施設の大規模改修や耐震補強工事は大きな投資が伴いましたが、完了しました。現在、会見小学校肢体不自由児学級に在籍する児童が平成25年度南部中学校への認定就学を希望しており、これに対応するため校舎のバリアフリーが必要となり、エレベーター整備などを中心とした学校環境の整備を行うこととし、合併特例債対応で予定いたしました。近年、夏に猛暑日が続く傾向で、これらの対応として小・中学校防暑対策として遮光ブラインド、天井扇設置工事、また照度不足を解消するため、法勝寺中学校体

育館照明器具の新設交換を予定いたしました。

公の施設におきましては、建築後、年数が経過しておりまして東西町コミュニティーセンター、南部町農業者トレーニングセンターの屋根修繕工事を予定しています。

教育分野におきましては、今日までの取り組みの検証を行って今後の中・長期的な視点に立った教育振興基本計画の策定をすることとしました。信頼される学校づくりの推進として、県の少人数協力金制度を活用して全校・全学年の少人数学級の編成を行います。

新規事業としまして、発達障がいを含む障がいのある幼児、児童、生徒の一貫した支援を行うため、地域の体制整備や理解啓発を総合的に推進するため、特別支援教育総合推進事業を展開します。

昨年から保育リーダーを教育委員会に配置して、保・小連携体制を推進して保育士の資質の向上に向けて取り組みましたが、24年度は4園の運営力向上に努め、小学校との連携を確立したいと思っています。県の委託事業として取り組みました勉強がんばろうキャンペーン推進事業が終了したことにより、3年間の成果と課題を踏まえ、新学力向上推進事業として学力向上ステップ事業に取り組むこととしました。

従来から取り組んでいる事業については、継続的に取り組んでまいります。地域の自立を支える社会教育（生涯学習）の振興につきましては、過去3年間検討いたしました総合型地域スポーツクラブを設立して、いつでも、だれでも、いつまでも、自分のペースでスポーツを楽しむことができる新しいメニューの提供を行い、子供から高齢者までクラブを通じて交流することで地域の活性化につなげたいと考えています。当面はできるところから取り組み、小学生を対象とした取り組みをボランティアの協力により実施したいと考えています。

法勝寺電車の県指定文化財登録を踏まえ、県事業を活用して急がれる修復事業を行い、移転方法などについて検討いたします。また、板祐生出会の館についての皆さんの認識度が低いことを踏まえて館運営の抜本的な見直しを図り、再活につなげたいと思います。

その一環として古事記編さん1300年の関連により、境港出身で大阪在住の画家で日展評議員や大阪芸術大学客員教授を務められている小灘一紀氏のオオクニヌシのよみがえりの絵画など、古事記神話にまつわる作品の展示を開催したく予算を計上しました。

南部町教育の日条例施行5周年記念事業として、おせの背中を魅せよう町民運動や古事記編さん1300年記念としてオリジナル切手シートの発行などを予定しております。

第4点目は、産業振興での活気みなぎるまちづくりであります。

本町の基幹産業である農業は、食料の安定供給を初めとして地域経済への寄与など公益的機能

を担っており、将来にわたってその持続的発展が図られなければなりません。しかしながら、南部町の現状は農家戸数の減少、高齢者に依存する農業就業構造となっており、新規就農者の確保や法人経営の定着などが課題であります。このため積極的に国の新制度の活用を図り、きめ細やかな施策を推進して展望の見える、話題性のある取り組みを積極的に推進したいと考えています。

一方、野田総理大臣は、所信表明においてT P P 参加表明をされ、国内において大きな社会的な問題となりましたが、平成24年2月8日には日米政府により協議が開始されました。関税を撤廃して貿易自由化の枠組みによりアメリカ型市場主義社会となれば農業、医療を初め、あらゆる分野で問題となり、日本経済にあって大混乱を招くと心配されております。全国町村会においても反対決議を表明しております。今後の国民的議論を見守りたいと考えていますが、町内において早い時期に講演会の開催などを計画してまいります。

従来から取り組んでいる事業の継続性を図り、J A との連携を密にして生産意欲の向上に向けた支援を行ってまいります。

まず、新規事業として新たに始まる個別所得補償経営安定推進事業に取り組みます。これは集落レベルの話し合いに基づき地域の中心となる経営体（個人、法人、集落営農）に農地を集積し、地域農業のあり方などを記載した地域農業マスタープランを作成し、プランに位置づけられたものに補助金等の支援が可能となり、安定経営につなげるものであります。活動費の全額が国庫補助事業として予定しています。

次は、6次産業化総合支援事業です。農林漁業者みずからが加工・製造・流通・販売まで主体的に取り組み、6次産業化を推進して所得向上と地域経済の活性化をねらいとして各種機械整備などについて支援するものです。

新規就農総合支援事業では、持続可能な就農意欲の喚起と就農後の定着を図るために青年の就農支援のため、研修など総合的に支援を行い、持続的な農業構造につなげるものとしています。

以上が新規事業であります。

3年ごとに開催しております農業振興大会を予定しました。

平成25年に花回廊を会場にして開催されます全国植樹祭に向け、沿道の景観対策やプランター植栽事業などを予定しました。

また、イノシシ解体処理施設整備を契機に、ジビエ料理の特産化を目指してレシピコンテストなどの開催経費を計上しています。

従来から行っている汗かく農業者支援事業などには継続して取り組みます。

しっかり守る農業基盤整備事業として12カ所の農業施設の修繕を予定いたしております。

耕作放棄地対策ですが、農業委員会との連携をより密にして担い手に利用権設定を行い、解消に努めるべく1ヘクタールを予定しております。

農地の荒廃防止の取り組みとして、中山間地域等直接支払い制度では39協定で農用地面積342ヘクタール、農地・水保全管理支払い交付金事業では、16協定で農用地面積292ヘクタールとなっておりますが、新規に9協定、97ヘクタールを予定して推進してまいります。

次に、林業関係であります。森林の持つ公益的機能は十分理解しながらも、労働力不足や木材価格の低迷により管理がままならず荒廃化が進む現状であり、この対策に苦慮しております。従来から松くい虫被害対策として伐倒駆除事業を行ってまいりましたが、被害松林が発生してからの駆除では効果が得られないのが現状であり、伐倒駆除を中止してクヌギなどへの樹種転換を図り、県補助金への上乗せをして抜本的な解決につなげたいと考えています。

以前から森林保全として行ってきた町行造林につきましては、間伐など育林に取り組み、森林保険に加入して経費負担を行ってまいりましたが、森林保険の切りかえ時に地上権についての契約を解除して適正な価格で処分してはと考えています。

竹林整備事業では、新規で5カ所を予定しました。

林業関連企業として間伐材を利用してJパネルの生産を行っている協同組合レングスの生産する三層パネルは好評で都市部での需要が高まってきました。町ではレングスに間伐材を納入している日野郡3町の町長さんに声をかけて、本年2月に東京都港区と木材供給協定を締結しました。これを契機に港区のみならず、他の都市においても国産材の需要が高まり、ひいてはこの制度が国のモデル事業として発展するよう願っています。このような動きに連動して都市部での販売促進のためにレングスでは職員が常駐の東京事務所が開設され、営業活動を展開されております。

第5点目は、住民参画で持続する町と地域のまちづくりであります。

まず、地域振興協議会の取り組みであります。発足して5年目となり、自主的な活動が着実に浸透して地域活性化に大きな役割を果たしていただき、敬意を表するものであります。現在、地域の特性から南さいはく振興協議会の支援を行っております職員は引き上げることとし、企画政策課において引き続き担当者を配置して支援してまいります。

各振興協議会では、地域の特色を出しながら自主的な取り組みをしていただいております。

平成24年度では、東西町振興協議会では、地域力を生かして放課後児童クラブ利用者の地区の子供をモデル的に受け入れていただく計画としています。

また、すべての協議会において大雪時の除雪対応として除雪機を貸与して、地域の皆さんの協力により対応していただくことにしています。

ふるさと納税制度により、多くの皆様にふるさと納税の寄附金を納めていただき、さくら基金が2,000万円を超えることとなりました。今日まで基金の目的にもあるさくら保全事業に一部活用させていただきましたが、平成24年度は古事記編さん1300年記念事業の一部にも使わせていただこうと計画しております。今後、効率的な活用事業を検討して全国からの皆様の期待に沿うよう、活気のあるまちづくりに生かしたいと考えております。

さきにも述べましたが、平成24年度は古事記編さん1300年に当たり、島根県では大きなイベントが計画されていますが、その中に探訪コースとして大国主命がよみがえった伝説の地として外すことができないところとして赤猪岩神社が紹介され、多くの方の参拝者が予想されます。関係者の皆さんと連携して神社周辺の環境整備を行い、神話をテーマにした広域観光の視点で再活の町としてアピールし、元気で活気のある新たなまちづくりに取り組みたいと思います。南部町の古事記編さん1300年PR大使に吉本興業の鳥取に住みます芸人ユウト氏を任命しましたが、早速に成人式にも駆けつけてもらい、大変盛り上がり、新成人の皆さんに大変喜ばれました。また、これを契機に実行委員会を組織して、町民の皆さんに御出演で吉本新喜劇の南部町公演を計画しましたので御参加くださいますよう、お願いいたします。

また、地元の皆さんが伊邪那美命の墓として言い伝えのある母塚山に観音像の建立の申し出を受けておりました、駐車場用地の提供をしたいと思います。6月ごろには国道バイパスなどから拝顔できることとなります。

平成24年度は、地域づくり団体全国研修鳥取県大会が開催されるに当たり、分科会の会場を引き受けることとし、南部町の取り組みをPRする絶好の機会として必要経費を計上しました。

また、南部町の山菜料理を東京の稲田屋さんにおいて提供していただき好評を博しましたので、春秋100回を数えた山菜会の発展的な型として東京での伝統料理を紹介することにより、南部町のPRをしたいと考えています。

次に、国、県との連携についてでございますが、かねて道路改良など多くの要望をしていましたが、24年度においても多くの事業予算の確保をしていただき、国道180号南部バイパスを初め、事業の進捗が図られることとなりました。

国道180号バイパス工事は一部供用開始となりましたが、埋蔵文化財調査により当初計画から若干おくれています、本格的な工事の進捗となります。福成戸上米子線では境地内線形拡幅改良工事も立ち退きができましたので、一部着手、溝口伯太線改良では阿賀地内国道交差点から法勝寺川右岸まで、寺内地内線形拡幅改良工事の本格的改良工事着手となります。

砂防事業では奥絹屋地内ほか4カ所、単県の小規模砂防として金田川ほか3カ所、新規として

護岸修繕 2 カ所、河川の雑木伐開で寺内川ほか 2 カ所など予定されております。

町の事業としては、町道改良工事は継続事業の天萬寺内線、入蔵線、諸木、丸山線など 3 路線の早期完成に努めてまいります。

新規としては、町道ニュータウン線改良工事を予定しました。また、新規に 37 橋梁のうち 11 橋梁について道路橋梁補修事業を予定しました。幅員が狭く通行に支障のある★牛線改良工事、鎌倉線改良工事、賀祥今長線舗装補修工事などを予定しています。また、土地開発公社が施行しておりますリサイクルセンター進入路工事は平成 23 年度で終了いたしますので、町道編入をして旧道の舗装改良を行います。

台風 12 号による災害復旧工事については、平成 23 年度繰り越し事業で対応いたします。

各地域振興協議会からの要望の多い町道修繕については年次的に対応していますが、今年度は 700 万円の予算を計上しました。国道バイパス工事で移転をしなければならない天津運動公園の用地について用地確保にめどがつかしましたので、整備費の予算を確保しました。

財政健全化に向けての行財政改革ですが、第二次行財政大綱について引き続き取り組み、効率的な行政運営に努めてまいります。町財政は、平成 22 年度決算で普通会計では借金から貯金を差し引けば約 3 億円程度の借金が残る程度のところまで詰めてきました。国による交付税の確保や過去の約束が果たされることや、今後、特別な財政出動の必要がなければ子供や孫に引き継ぐことができる財政状況となりました。

以上、平成 24 年度予算編成に当たり、マニフェストで掲げた主要テーマを中心に概要を申し述べてまいりましたが、特に子供の教育、町民の健康・暮らしに目を向ける施策をと考えました。また、編成に当たっては議会や地域振興協議会を初め、各種団体からの意見提言や要望を十分検討し、収支の均衡を念頭に限られた財源を重点的・効率的に配分するため、事業選択の見直しを行い、経費の縮減、抑制に努めたところであります。

その結果、平成 24 年度の一般会計予算規模は、臨時的に町有地売却に伴う財産収入を起債償還に充てるための繰出金 1 億 7,000 万円余りを計上したことにより、65 億 3,000 万円の前年度に比べ 5,200 万円、0.8%減となり、ほぼ前年と同程度の予算規模となりました。

次に、特別会計及び企業会計の概要を説明いたします。

国民健康保険事業特別会計であります。国民皆保険・皆年金などの日本の社会保障制度ができてから約半世紀がたち、お年寄り 1 人を 9 人で支えていた胴上げ型から、現在は 3 人で支える騎馬戦型に、2050 年には 1.2 人で支える肩車型になるという予想のもと、社会保障制度の改革がどうしても必要となっております。

国におきましては、社会保障と税の一体改革を検討されていますが、国民皆保険の最後のとりでであります市町村国保への財政支援の強化も検討されています。

平成24年度では、被保険者数は横ばい状況であります。70歳未満の若人の数がふえており、70歳以上74歳の被保険者数が減少傾向であります。

70歳以上75歳までの方の医療費の患者負担について、自己負担額が2割負担に引き上げられる予定でしたが、高齢者の負担軽減のため、平成25年3月まで1割負担に据え置かれました。

また、現在、入院で限度額認定証を提示すれば医療機関での支払いが自己負担限度額までの支払いとなっていますが、医療費の家計負担が重くならないよう、外来にも適用されるようになります。

南部町では、今まで原則1世帯に1枚発行していました連名式の健康保険証を小型化で常時携帯できること、家族同士が別の医療機関で同時に受診できること、遠隔地などの特別扱いが不要になることなどのメリットを考慮して、8月から個人単位の紙カード化にしようと考えています。

また、今年度の南部町の一般療養給付費は前年に対し、98.8%、月平均で約5,850万円に、一般高額療養費にあっても前年比89.4%となっており、いずれも減少傾向であります。分析してみると、高額療養費対象者の減少などによる要因が大であります。平均いたしますと療養給付費は増加傾向であります。

健康であるためには高齢者のみならず若年層から生活習慣を改善し、よりよい生活習慣を日常化していくための生活習慣病予防の取り組みが必要です。40歳前後から発症している生活習慣病の早期予防、メタボリックシンドローム予備群を該当者へ移行させないため、また、予備群の新規該当者をふやさないために特定健康診査や特定保健指導の実施、食生活・栄養に関する指導などを引き続き推進して医療費の抑制に努めたいと存じます。

国民健康保険税は、前年所得の確定を受けて5月の運営審議会において協議し、6月議会で審議、議決をいただき、7月から賦課の始まる保険税に適用となります。

後期高齢者医療特別会計であります。平成23年10月末で被保険者は2,024人となっています。保険者数は増加傾向にあります。現役並みの所得者、低所得者はともに増加傾向にあります。被保険者から見て1%弱は現役並みの所得者で、低所得者については30%を占めている状態です。また、現在、2回の医療費通知を年3回にふやすことにしております。後期高齢者医療基盤安定拠出金にあつては、平成24年度以降も所得の少ない者及び被保険者に係る保険料の賦課額の特例措置として国が全額補助することとなり、所得の少ない世帯においてはさらなる保険料額の軽減がされます。

歳入にあっては、平成24年度は保険料率改定の年であり、また、診療報酬などの改定が行われることから医療費の伸びは推定しにくいいため、国の基準値を参考としています。予定収納率は、99.48%を見込んでおります。

医療費については、鳥取県後期高齢者医療広域連合の平成24年度医療費見込みに町村負担金の南部町按分率によるものを計上いたしております。

介護サービス事業特別会計では、伯耆の国からの土地代金を一般会計から繰り入れを行い、起債の繰り上げ償還を計上しています。

住宅資金貸付事業特別会計は、貸付金の償還予算を計上いたしておりますが、年々借り受け者の高齢化による経済状況や死亡などから、滞納額の縮減が図られない状況です。保証人の方との接触を図りながら状況把握して回収に努めてまいります。

浄化槽特別会計では、22年度末の見込みで整備率50.6%と低い状況ではありますが、51.7%の目標としています。平成22年度からさらに5カ年の整備計画を立て、国の事業の継続を申請しています。一般家庭の整備においては、10基を予定して追います。引き続き設置希望アンケート調査を行い、接続率の向上に努めてまいります。

農業集落排水特別会計では、23年度末での普及率は86.3%と見込んでおります。特に、接続率の低い小松谷処理区にあっては戸別訪問や広報活動に努め、引き続き加入促進を図りたいと考えています。

新規事業としまして、下水処理場の臭気をなくし、汚泥を減容し、管理経費を削減するため、兵庫県養父市の処理水を搬送して貯水槽に点滴をする経費を計上いたしております。

公共下水道特別会計では、23年度末の接続率は89.6%で公共下水道処理と南部町、大山町、日吉津村で運営している西伯みのりの郷の維持管理経費を計上しています。

墓苑事業特別会計であります。維持管理経費と近年墓地の返還事例がふえてきており、若干の返還金を予定しております。災害復旧時の借入金の償還は、平成23年度で終了いたしました。

建設残土処分事業特別会計は、維持管理経費を基金取り崩しにより計上いたしました。

次に、企業会計であります。水道事業会計から説明してまいります。合併時からの課題でありました水道料金統合、料金改定について昨年9月に議会において料金改定の承認をいただき、1月からの料金に反映することができました。引き続き、水道事業会計の安定を維持するために1億8,000万円程度の使用料の確保が必要であり、引き続き公共料金審議会において検討願うこととしております。水道統合計画にあっては、3年計画で推進することとして実施設計、ボーリング調査費などを予定いたしております。県道改良により寺内地内の老朽管の布設がえ工事

を予定しています。今後は平成23年度に整備いたしました中央監視システムにより有収水量の安定確保に努め、効率的経営に努めてまいります。

次に、病院事業会計であります。昨年9月議会で採択されたがん征圧宣言に基づきアミノインデックス検診を中心とした各種がん検診並びに住民健診に取り組み、地域住民の健康づくりを積極的に支援してまいります。病院経営にあっては、入るを量って、出るを制すの事業経営の基本に立ち返り、収入確保と経費節減により経営の健全化を図ります。

病院事業会計予算は、病院事業収益、病院事業費用とも同額の23億3,843万円を計上しています。

事業収益のうち医業収益は20億2,465万円、前年比7,318万円の増額を見込んでいます。

入院収益は13億6,893万円、前年比で6,417万円の増額、一日平均入院患者数185人を見込んでいます。平成23年度に実施した一般病床の増床、救急医療管理加算の算定、精神科作業療法の増加など、単価アップの取り組みにより入院単価は前年比1,100円増の2万200円を見込んだところであります。

本年4月には診療報酬、介護報酬の改定が行われますが、プラスの報酬改定は望めません。亜急性期病床の届け出など、効率的な病床運用により入院単価を維持し、入院収益の確保を図るとともに、米子市内の急性期病院並びに町内医療機関、福祉施設などとの連携を強化して安定経営に努めます。

外来収益は4億9,930万円、対前年比562万円の減額。一日平均外来患者297人、延べ外来患者数7万2,329人と見込んでおります。アミノインデックス検診、がん検診などの取り組みにより、外来での精密検査の増加、訪問診療など在宅医療の充実を図り、外来収益の確保に努めます。

その他医業収益は、アミノインデックス検診などにより1億5,642万円、対前年比339万円の増額となっております。

事業費用にあっては、医業費用22億5,251万円、前年比7,430万円で増額としておりますが、材料費の一括供給方式で購入している診療材料に係る経費を委託料に組み替えたことによるものです。

減価償却費は、医療機器の償却期間終了により減額となっております。

資本的収入及び支出で整備する医療機器につきましては、平成25年度に電子カルテシステム並びにCT装置の更新など、高額な医療機器整備が予定されていますので、必要最小限の整備・

更新としています。

また、外来患者の増加に伴いピーク時に駐車場が不足するため、近隣に駐車場整備を行うこととしております。

在宅生活支援事業会計ですが、高齢者の増加に伴い在宅移行への方向性は明らかであり、4月からの診療報酬・介護報酬の改定でも在宅が重点課題の一つに上げられています。このような状況にあって、在宅生活を支える地域密着型の訪問看護ステーションとして、医療機関並びに行政機関、福祉施設などとの連携を図り、効率的な業務運営により質の高い安心される訪問看護サービスの提供に努めてまいりたいと考えております。また、今回の介護報酬改定により地域密着型サービスの新規事業として、定期巡回・随時対応型訪問介護看護が設置されました。今後は、この事業への関与を視野に入れた事業展開が求められてきています。精神医療の分野でも在宅への移行が進められてきており、整備地域での精神疾患に対応した訪問看護が提供できる施設が限られており、米子市、境港市、大山町、日南町など、広域的なサービスの提供をしてまいりたいと予定いたしております。

在宅支援事業では前年度並みの予定として、看護収益では報酬改定により3%程度のアップを見込んでおります。

以上が一般会計、特別会計及び企業会計の概要であります。本定例議会では、このほか平成23年度補正予算、条例関係を初め総数で34議案を上程しておりますので、詳細は後ほど説明をさせていただきます。

以上、平成24年度南部町一般会計予算案などを提案するに当たり、町政に対する所信の一端と主要施策などについて申し述べました。いずれの議案も特に町民生活に深くかかわり、町政の推進には必要な議案ばかりであります。

議員各位におかれましては慎重御審議の上、全議案とも御賛同いただき御承認を賜りますようによろしくお願いを申し上げまして提案説明といたします。よろしくお願ひします。

○議長（足立 喜義君） ここで休憩をします。再開は午後2時であります。

午後0時50分休憩

午後2時00分再開

○議長（足立 喜義君） 再開します。

日程第6 常任委員長、副委員長互選結果の報告について

○議長（足立 喜義君） 日程第6、予算決算常任委員会の正・副委員長選任を議題といたします。

平成23年12月定例議会において議決をいただきました予算決算常任委員会の正・副委員長互選のため、委員会を開きたいと思っております。

暫時休憩いたします。

午後2時00分休憩

午後2時00分再開

○議長（足立 喜義君） 再開いたします。

常任委員長、副委員長互選結果の報告についてを行います。

互選の結果について報告がありましたので、これを発表いたします。予算決算常任委員会委員長、青砥日出夫君、副委員長、細田元教君。

以上、報告を終わります。

日程第7 報告第1号

○議長（足立 喜義君） 日程第7、報告第1号、専決処分の報告についてを議題といたします。

町長から報告を求めます。

副町長、藤友裕美君。

○副町長（藤友 裕美君） 副町長。報告第1号でございます。専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、南部町長の専決事項として指定された事項について、次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定によって、議会に報告をいたすものでございます。

専決処分書。地方自治法第180条第1項の規定により、南部町長の専決事項として指定された事項のうち和解及び損害賠償の額を確定することについて、次のとおり専決処分をするという内容のものでございます。

和解の相手方でございますが、議案に記載のとおりでございます。損害賠償の額でございますが、3万円でございます。和解の趣旨でございます。これは平成24年1月23日に建設課職員が城山公園登山道の整備のため、登山道に張り出した枝の伐採をしていたところ伐採した枝が落下をして、町道城山住宅線付近に設置されている城山供養灯籠を破損したものでございます。そのために、和解の相手方に対しまして灯籠修繕に要した費用相当額3万円を賠償金として支払い和解をしようとしたものでございますので、よろしく願いいたしたいと思っております。

○議長（足立 喜義君） 以上で、報告第1号、専決処分の報告についてを終わります。

日程第8 報告第2号

○議長（足立 喜義君） 日程第8、報告第2号、専決処分の報告についてを議題といたします。

町長から報告を求めます。

副町長、藤友裕美君。

○副町長（藤友 裕美君） 副町長。報告第2号、専決処分の報告についてでございます。

地方自治法第180条第1項の規定により南部町長の専決事項として指定された事項について、次のとおり専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定によって、議会に報告をするものでございます。

和解の相手方でございますが、議案に記載のとおりでございます。損害賠償の額でございます。5万6,772円。和解の趣旨でございますが、平成24年1月27日、南部町地域農産物加工施設めぐみの里におきまして、みそづくりの作業を行っている途中で現地で指導に当たっていた産業課職員が圧力なべのふたを誤って操作したため、噴き出した熱湯が近くにいた和解の相手方の右顔面にかかり火傷を負わせたという内容のものでございます。そのため、和解の相手方に対して、通院治療に要した費用相当額5万6,772円を賠償金としてお支払いをし、和解をしようとするものでございます。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（足立 喜義君） 以上で、報告第2号、専決処分の報告についてを終わります。

日程第9 議案第1号

○議長（足立 喜義君） 日程第9、議案第1号、南部町と鳥取県との間の職員の研修に関する事務の委託に関する規約の全部改正についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

副町長、藤友裕美君。

○副町長（藤友 裕美君） 議案第1号、南部町と鳥取県との間の職員の研修に関する事務の委託に関する規約の全部改正についてでございます。

次のとおり南部町と鳥取県との間の職員の研修に関する事務の委託に関する規約の全部を改正することについて、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2第3項の規定によって、議会の議決をお願いをいたすものでございます。

本議案でございますが、これはこれまで鳥取県市町村振興協会が実施をしておりました市町村等職員の階層別研修、これは新規職員採用から新任課長級までのそれぞれの階層に応じた研修で悉皆研修ということで位置づけているものですが、その研修が平成24年4月1日から県と市町村で共同実施をすることになったために規約改正を行うものでございます。

具体的な実施方法といたしましては、町が県に委託をし、鳥取県職員人材開発センターが研修を実施するという形態になるものでございます。この実施方法の変更に伴いまして、委託事務の管理及び執行に要する経費のうち、これまでは職員人件費を除く部分を町村が負担としていましたけれども、来年度からこの人件費を含めて町が負担することとなったために規約の改正を行うものでございます。

この規約の施行日は、平成24年4月1日といたしておるところでございますので、よろしく御審議のほど、お願い申し上げたいというふうに思います。

細かく内容は申し上げませんが、新旧対照表を見ていただきまして、現在の内容の変更部分に伴う部分のみをアンダーラインで記載しておりますので、そのように改正をさせていただくということでございます。

附則でございますが、附則の1としまして、この規約は、平成24年4月1日から施行すると。2としまして、委託事務を廃止する場合において、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、廃止の日をもってこれを打ち切り、知事がこれを決算する。この場合において、決算に伴って生ずる剰余金は、速やかに甲に還付しなければならないということを附則でうたっておるものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（足立 喜義君） 提案に対して質疑はありますか。

4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） この南部町と鳥取県との間の職員の研修に関する事務の委託に関する規約の全部改正ということでしたけれども、私、この研修形態が鳥取県自治研修所運営審議会から鳥取県職員人材開発センター運営審議会という名称変更というだけではなくて、費用分担が先ほどの副町長の説明でも人件費を除く経費であったものを、人件費も含めた研修にかかわる全部の経費ということで費用、町の持ち分がふえるというふうに説明で、私の認識で間違いのないかという点が1点と、それから、県と町、全県下の市町村のこの規約がどの町村でも何というんですか、可決されなければ実行できない性質のものだと思いますけれども、このような規約改正に至った経緯がどういうことなのかということで、御説明をよろしくお願いいたします。

○議長（足立 喜義君） 総務課長、森岡重信君。

○総務課長（森岡 重信君） 総務課長です。経費の人件費部分がふえたというのはそのとおりでございます。

経緯につきまして余り詳しくわかりませんが、市町村の振興協会というのがございますが、これが階層別研修を行わないということになったように聞いております。これは全県下統一の規約ということでございますので、これを結ばなければ南部町はこの階層別研修には参加できないということになりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（足立 喜義君） ほかに。

4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 総務課長は、もう少しこういう問題はよく説明をしていただかないと、私たちはどういう態度表明していいのかわからない面、ところがあるんです。といいますのは、県がなぜこういうことを求めてきたのかということがはっきりしないと、そこに合理性があるのかないのかということ判断しにくいといいますか、できないというふうに私は思いますので、総務課長がおわかりにならなければ、その点、詳しい立場の方に答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。それぞれ所属する職員の研修については、所属する団体が行うということが原理原則だろうと思います。いわゆる県の職員は県が行う、町村の職員は町村が行うということでございますが、町村の場合には規模も小さいし、同じ講師を呼んでも1人や2人の人を研修するよりも、50人、100人とまとめた方がいいに決まっているわけでありまして、そういうことから、従来、市町村振興協会というところの交付金を原資にして、これを県の研修に委託をお願いしておったわけでありまして。それは、原則はあくまでも町村が行うという原則であります。実態はそういう形で進めていたわけです。

今回、市町村振興協会、同じ研修は一緒にやりますけれども、市町村振興協会の交付金をもってそれぞれの町が行うという原則に戻したということです。実態は県が今までどおり行いますけれども、その経費の負担について、従来、その市町村振興協会の事務局というものを県の町村会が持っておったわけですが、これ県が、これから24年度から持つようになったわけでありまして、県が、振興協会の事務局を持つと、研修の原資となるその事務局を県が持つようになったということに伴う協定の改定でございます。

ちょっとわかりにくいかもしれませんが、研修の実態というのは今までのように一緒

に行いますけれども、原資となる市町村振興協会の負担金といいたいまいしょうか、市町村振興協会
それを、町村がやっておったのを、そのやっておったのが県に市町村振興協会の事務局を移した
ために、このような協定の改正が必要になったということでございます。

○議長（足立 喜義君） ほかに質疑はありませんか。

13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 13番の亀尾です。二、三、ちょっとお聞きしますので、よろし
くお願いします。

まず、この鳥取県自治研修所運営審議会、それから、今後新しくなる鳥取県職員人材開発セン
ター運営審議会、このものはやっぱり変わらず存続するということでしょうかということ
まず1つと、それから、第2条で今までは人件費を除くとあったんですけども、先ほどの説明で
は人件費の負担がかかるということなんですが、その負担割合ですね。例えば参加した職員が一
人頭、人数でいくのか、あるいは固定的に市は何ぼ、町は何ぼ、村は何ぼというぐあいに固定的
になっているのかということ、このことをどうなのかということ。それで、もし負担割合が1人
何ぼということであれば、一体、単価がどれぐらいかということをお聞きします。

それから、附則のところの1、2項ありますが、2項のところでは決算に伴って生ずる剰余金は
速やかに甲に、いわゆる南部町に還付しなければならないとなってるんですが、この金額がおお
よそのおおむねの金額がわかれば幾らなのかということ、この3点お聞きするんですが、4点
か、よろしくお願いします。

○議長（足立 喜義君） 総務課長、森岡重信君。

○総務課長（森岡 重信君） 名前の変更ということでございます。鳥取県の自治研修所が鳥取県
職員人材開発センターに、これは平成22年度ですが、変更になっていることに伴いまして、鳥
取県自治研修所運営協議会を鳥取県職員人材開発センターに改めるものでございます。

それから、費用負担の関係でございますが、これは参加人員によるものと聞いております。

それから、決算金でございますが、これは24年度からになりますので、そこでの決算によっ
て剰余金が出れば返ってきますので、ここで何ぼというのは、今のところはゼロだということ
御理解をいただきたいと思っております。

もう1点何だったかいな、3点だったかいな。3点でした。

○議長（足立 喜義君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） わかりました。まず、最初の審議会というのは、これは名称変更
で内容は変わらないというぐあいに理解してよろしいのかということと、それから、負担割合は

人頭いうんですか、1人当たりでやるということですけども、この金額はまだ決まってないんでしょうかね。もし決まっておれば再度お願いしたいんですが。

それと単価ですね、もしわかれば、もし決まってるんならその単価をお聞きしたいということです。

それから、決算についてはわかりました、そういうことですね。再度お聞きしますので、よろしくをお願いします。

○議長（足立 喜義君） 総務課長、森岡重信君。

○総務課長（森岡 重信君） 予算計上の部分でいきますと、175万4,000円というものを計上しております。昨年実績で20名程度の者を研修させておりますので、大体同じような内容でございますので……（発言する者あり）これは研修にもよりますけども、平均的に180万を20で割れば9万円相当になるというものでございます。

それから、内容につきましては別段変わるものではございません。名称が変わったということであって、今までやってるような内容のものをやっていくということでございます。

○議長（足立 喜義君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 今度の鳥取県と南部町との職員研修に関する事務の規約全部改正ですけども、職員の研修はこれまでもこれからも大変重要な課題だということは申すまでもありませんが、鳥取県との間での費用負担の問題で、明らかにこの人件費部分がふえるということで理解しておりまして、県という行政の立場というのは鳥取県という広域行政に責任を負う立場だと思うわけです。そこに町村の職員のレベルアップというか、そういうことに大きな責任を持つべきではないかというのが私の考えです。それで、そういうところから考えますと費用負担ももちろんですけども、いろんな意味で鳥取県の果たすべき役割は大きいと思います。そして、南部町の費用負担がふえるということも考え合わせますと、やはりこの議案に対しましては反対をいたしますので、御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（足立 喜義君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

2番、仲田司朗君。

○議員（2番 仲田 司朗君） 私は、この事務の委託に関する規約の改正につきまして、賛成するものでございます。

基本的に、これは市町村振興協会の事務局が鳥取県に変わるものでございまして、何らこれを変えるものでも何でもございませぬ。

それと、もう一つは、市町村の研修は市町村がやらなければいけません。そのためにも鳥取県と一緒に勉強をやっていかなければ、職員の研修を高めていくためにも各町村の皆さん方、あるいは県の皆さん方と一緒に、同じテーブルでいろいろな問題を研究する立場が必要になってくるんじゃないかと思ひます。そのためにも私はこういうものは必要であり、大いにやっていかなければ、これから財政規模いろいろ問題を抱えている中で職員の意識改革をしていくためにも必要だと思ひ、私は賛成するものでございませぬ。

○議長（足立 喜義君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第1号、南部町と鳥取県との間の職員の研修に関する事務の委託に関する規約の全部改正についてを採決いたします。

議案第1号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立 喜義君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第2号 から 日程第42 議案第34号

○議長（足立 喜義君） お諮りいたします。この際、日程第10、議案第2号、平成23年度南部町一般会計補正予算（第7号）から、日程第42、議案第34号、平成24年度南部町在宅生活支援事業会計予算までを一括して提案説明を受けたいと思ひますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 異議なしと認めます。よって、日程第10、議案第2号から日程第42、議案第34号までを一括して説明を受けます。

町長から提案理由の説明を求めます。

総務課長、森岡重信君。

○総務課長（森岡 重信君） 総務課長でございます。

議案第2号

平成23年度南部町一般会計補正予算（第7号）

平成23年度南部町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ127,694千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,957,518千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成24年3月 5日

南部町長 坂本 昭文

平成24年3月 日

決 南部町議会議長 足立 喜義

主なものは4点ございます。1つは、ゆうらくグループホーム棟ほか建設事業で、ふるさと融資を出すようにしておりますが、これが6,400万の減額としております。これは工事の着手スケジュールがおくれたため、減額をするものでございます。

続きまして、住民基本台帳ネットワークシステム……（「議長、議長、課長、申しわけないけどページ数を、説明の」と呼ぶ者あり）前段の部分ですので、それからページに移りたいと思いますが、その事業で1,483万4,000円ほど減額をしております。

それから、病院事業費を増額をしております。

それから、災害復旧事業が1,700万円ほど減額をしておりますが、その他は事業費等の確定による減額補正が主なものでございます。

個別に移りますので、18ページの方をお開きください。まず、歳出の方から御説明をいたします。人件費関係につきましては、最後にさせていただきたいと思っております。

総務費、総務管理費、一般管理費でございますが、1,169万5,000円を減額をしまして、3億9,483万5,000円としております。減額の主なものでございますが、事業説明書ページでいきますと、2ページになります。臨時職員雇用が1,064万8,000円落とし

ております。これは人数の実績ということで10名の予定が6名になりましたので、その部分が減額をしております。

大まかなところに移りますので、少し飛ばさせていただきます。

7目の財産管理費でございます。388万6,000円を減額をいたしまして、9,622万1,000円としております。この主なものは、4ページの庁舎等管理事業でございます。269万円を減額をしておりますが、これは経常経費の節減とペレットボイラーの保守契約をするようにしてはりましたが、必要がなくなったということで減額をしたものでございます。

19ページに移ります。上段ですが、13目災害対策基金費でございます。300万円を積みますものでございます。ページは、7ページになります。これは東日本の方で寄附を行ったものの基金への積み立てを行うものでございます。

1つ飛びまして、16目企画費でございます。7,722万5,000円を減額をいたしまして、4億3,384万円とするものでございます。

減額の大きなものが一番上の方でございます。10ページになりますが、西部広域行政管理組合負担金でございますが、1,261万円の減。これは負担金額の確定によるものでございます。

下段の方に移りますが、先ほど申しましたゆうらくグループホーム棟ほか建築事業、ふるさと融資でございます。貸付金を6,400万減額をしております。先ほど言いましたように着手スケジュール等がおくれたため、今年度の執行ができないということでございます。

20ページの方に移ります。下段の方に3項戸籍住民登録費、1目の戸籍住民登録費でございます。1,493万円を増額をいたしまして、5,937万2,000円としております。主なものが2段目の方に書いてございます、住民基本台帳ネットワークシステム改修事業1,483万4,000円を計上しております。これは住民基本台帳法の改正に対応するため、システム改修が必要となったものでございます。

21ページの方に移ります。3款の民生費でございます。1目の社会福祉総務費でございます。585万9,000円を増額をし、2億6,921万8,000円としております。

次ページの方に移ります。真ん中どころでございますけども、ページは25ページになります。国保特別会計繰出金647万3,000円が主なものでございまして、これは財政安定化支援事業分、それから、出産育児一時金分の繰り出しでございます。

3目の障がい者福祉費でございますが、1,985万3,000円を減額をし、2億3,388万7,000円とするものでございます。

主なものは3段目にございます。29ページになりますが、自立支援介護給付事業、扶助費の

方です。これが1,813万7,000円減額をしておりますが、これは実績見込みによる減額でございます。

4目の高齢者福祉費でございますが、これも2,788万7,000円の減額で、2億5,667万3,000円としております。2段目のところに介護保険対策事業、ページでいいますと34ページになります。2,387万5,000円を減額をしておりますが、これは負担金の確定による減というものでございます。

23ページに移ります。同じく民生費で、6目の後期高齢者医療費でございますが、766万6,000円を増額をし、1億8,515万5,000円としております。後期高齢者医療給付費でございますが、844万円。この増加は医療費の増加による負担金の補正でございます。

次の段に移りますが、2目の児童措置費でございます。668万6,000円を減額をし、1億831万5,000円にしております。これは児童措置事務費が589万6,000円減額をしております。これは広域入所減による委託料に不用額が出たために減額をしております。

24ページに移ります。真ん中どころの方に6目子育て支援費でございます。520万1,000円を減額をし、2,672万5,000円にするものでございます。放課後児童健全育成事業で442万7,000円減額をしております。これは障がいを持つ児童の受け入れが少なかったため、その指導を行う指導員の配置といいますか、人が減ったということで不用額を減額をしております。

25ページに移ります。4款の衛生費の方に移ります。1項保健衛生費の3目健康増進費でございます。376万3,000円を増額をいたしまして、4,896万9,000円としております。この主なものは、胃がん検診343万9,000円増額をしておりますが、医療機関での受診者数が増加したため、増額をするものでございます。

26ページに移ります。同じく衛生費の1目病院費、真ん中どころにございますが、9,866万8,000円を増額し、4億2,093万4,000円とするものでございます。病院事業費でございます。これは交付税額の見込みによる病院運営補助金の増ということでございます。

27ページに移ります。5款の農林水産業費、1項農業費でございます。5目の農業振興費でございますが、2,103万3,000円を減額をし、7,839万6,000円とするものでございます。ここでは2段目のところに、中山間地域等直接支払い推進事業652万3,000円の減、それから、一番下の方になりますが、次世代鳥取梨産地育成事業877万7,000円、いずれも事業費の確定による減額となっております。

28ページに移ります。同じく5款の農林水産業費ですが、2項の林業費に移ります。2目の

林業振興費でございますが、76万3,000円を減額をし、1億394万4,000円にしております。有害鳥獣駆除事業184万5,000円の減額でございます。これも事業費の確定によるものでございます。

29ページに移ります。上段になりますが、6款の商工費でございます。1目の商工振興費でございますが、648万9,000円の減額で、1,105万1,000円としております。商工振興事務費648万9,000円の減でございますが、これは平成23年度に新規の小口融資の希望がなかったため、貸し付け金額を減額をするものでございます。

その下になります7款の土木費、1目の土木総務費でございます。956万8,000円を減額をいたしまして、4,398万9,000円としております。大きなものは、台風12号被災地復旧工事補助金1,000万を落としております。これは本事業で実施予定の箇所が単県斜面崩壊復旧事業で実施されることになったために、不用額を減額をするものでございます。

続きまして、2項の道路橋梁費でございます。3目の道路維持費でございます。1,200万5,000円を増額をし、4,630万円とするものでございます。道路維持事業ということで、1,251万円を増額をしております。これは除雪の実績及び今後の経費を見込んだものでございます。

30ページに移ります。同じ土木費でございますが、4項の住宅費でございます。住宅管理費でございますが、189万円を減額をし、2,671万7,000円にするものでございます。町営住宅建設改良事業費でございますが、これも実績見込みによる減額ということでございます。

8款の消防費でございます。1目非常備消防費81万3,000円を増額をし、2,805万6,000円とするものでございます。非常備消防費として81万3,000円を増額をしておりますが、これは消防団員出勤手当が不足をしたため、増額をするものでございます。

31ページに移ります。9款の教育費、小学校費でございます。学校管理費として1,348万円を減額をし、2億2,282万2,000円とするものでございます。下段の方にありますが、会見第二小学校体育館増改築事業で1,005万円を減額をしております。これは実績見込みによるものでございます。

32ページに移ります。同じく教育費の中学校費でございますが、1目の学校管理費116万円を減額をし、5,360万6,000円とするものでございます。中学校管理費、南中の部分63万円、それから、法中部分の中学校管理費が53万9,000円、どちらも実績見込みによる減額ということでございます。

33ページでございます。2目の教育振興費でございますが、330万7,000円を減額を

し、836万5,000円とするものでございます。これも教育振興費の南中分で127万4,000円、法中分で203万3,000円、これも実績見込みということで不用額の減額を行ったものでございます。

次のページに移ります。34ページになります。10款の災害復旧費でございます。1項の農林水産業施設災害復旧費でございますが、2目の農業用施設災害復旧費でございます。380万8,000円を増額をし、6,785万8,000円とするものでございます。これも決算額の見込みによるものでございます。

一番下になります。同じく災害復旧費の3項の単県斜面崩壊復旧費でございます。単県斜面崩壊復旧費1,074万2,000円を減額をし、4,425万8,000円とするものでございます。これも決算額の見込みによる減額ということでございます。

35ページに移ります。11款の公債費でございます。2目の利子でございますが、1,118万4,000円を減額をし、1億1,138万円とするものでございます。起債額の借入れがほぼ確定したことによる不用額の減額というものでございます。

続きまして、36ページ、給与関係の方に移ります。まず、特別職の関係でございますが、その他の特別職ということで報酬の方で、377万4,000円を減額をしております。これにつきましては、保育園の非常勤分が1名落ちておりますし、それから、農業委員の選挙がなかったということで、その選挙関係の報酬が落ちておるものでございます。

37ページに移ります。一般職の関係でございます。給料が151万9,000円減額をしておりますが、これは病休分の関係で減額をしております。それから、職員手当が231万3,000円ですが、これは産休、育休の期間日部分ということでございます。それから、共済費につきましては、負担率が大幅に上がっておりますので、増ということでございます。

38ページは、その内容が書いてあるものでございますので、11ページの歳入の方に移ります。

歳入の大きなところは、支出額の見込みによる減額整理をするものが主なものでございます。

12ページに移ります。10款の地方交付税の関係でございます。地方交付税を2億558万1,000円増額をいたしまして、32億9,558万1,000円とするものでございます。

13ページに移ります。14款の国庫支出金でございます。民生費国庫負担金1,310万4,000円を減額をし、3億5,106万3,000円にするものでございます。主なものは、障がい者福祉費負担金、支援法介護給付費国庫負担金935万8,000円が主なものでございます。

14ページに移ります。(発言する者あり)教育費国庫負担金3,099万6,000円を増額をして、同額とするものでございます。これは公立学校整備負担金ということでございます。

14ページに移りますが、同じく国庫支出金の国庫補助金の方に移ります。教育費国庫補助金3,099万6,000円の減額で、1,512万5,000円とするものでございます。これは学校施設等整備費補助金でございます。これは会見小体育館増改築事業に充当するものでございます。(発言する者あり)先ほど申しました部分との振りかえということで御理解をいただきたいと思っております。

15ページに移りますが、下段から2段目のところでございます。県支出金で災害復旧費補助金でございます。1,529万7,000円の増額で、7,787万3,000円としております。先ほど支出の方でもありましたように、農業用施設災害復旧事業補助金が1,605万9,000円増額となっております。これが主なものでございます。

16ページに移ります。18款繰入金でございます。まず、財政調整基金繰入金でございますが、1億円を減額をし、ゼロとしております。

減債基金繰入金でございますが、4,700万を減額をし、2億4,300万円としております。繰入金では、合計で1億4,700万円の減額を行ったものでございます。

17ページに移ります。21款の町債でございます。5目の総務費でございますが、6,470万円の減額をして、2,240万円としております。これは地域総合整備資金貸付事業債ということでふるさと融資に充当するもので、これを債減したものでございます。これが主なものでございます。

続きまして、6ページの方に移っていただきたいと思っております。第2表で、繰越明許費でございます。2款総務費、3項戸籍住民登録費、事業名が住民基本台帳ネットワークシステム改修事業で2,084万3,000円。

3款の民生費、1項の社会福祉費、事業名が介護基盤緊急整備事業3,000万。同じく民生費、社会福祉費で、介護施設開設支援事業1,080万円。

5款の農林水産業費、2項林業費、森林環境保全整備事業1,957万円。

7款土木費、2項の道路橋梁費、町道天万寺内線改良事業727万1,000円。同じく町道赤猪岩神社線改良事業3,326万9,000円。同じく土木費、道路維持事業1,379万9,000円。

10款の災害復旧費でございます。1項農林水産業施設災害復旧費、農業用施設災害復旧事業(補助)4,605万円。同じく災害費、農業用施設災害復旧事業、これは単独290万円。同

じく災害復旧事業で、2項の公共土木施設災害復旧費、道路橋梁災害復旧事業（補助）4,148万円。同じく災害復旧費、道路橋梁災害復旧事業、これは単独分で2,172万円。同じく災害復旧費で、3項の単県斜面崩壊復旧費、事業名が単県斜面崩壊復旧事業3,651万7,000円。

以上、12件、2億8,421万9,000円が明許繰り越しということでございます。

7ページに移ります。第3表、地方債補正でございます。まず、変更について。起債の目的ということで、辺地対策事業（入蔵線道路改良事業）ですが、3,000万円の限度額を2,900万円に減額をするものでございます。利率、償還方法は、変更はございません。以下、いずれも変更ございません。

地方道路整備事業、これが地方特定道路整備事業分ということで300万円をゼロに減額。

町営住宅整備事業1,190万円を1,000万に減額。

辺地対策事業（会見第二小学校体育館増改築事業）でございますが、1億2,230万円を1億1,230万円に減額。

天萬庁舎改修整備事業2,310万円を2,240万円に減額。

地域総合整備資金貸付事業が、6,400万円がゼロに減額。

公共土木施設災害復旧事業が、7,030万円を1,310万円に。

農林水産業施設災害復旧事業、これが2,810万円を440万円に減額をするものでございます。

続きまして、8ページに移ります。臨時財政対策債3億1,463万円を予定をしておりましたが、2億8,720万円に減額でございます。

続きまして、39ページに移ります。地方債の残高に関するものでございます。下段の方に合計額を書いております。2番目のところがございます前年度末現在高見込み額ということで、84億3,450万4,000円でございます。当該年度中の見込み額を5億2,540万円とし、当該年度中の償還元金見込み額ということで、10億7,181万7,000円。当該年度末現在高見込み額が78億8,808万7,000円となるものでございます。

以上、御説明をいたしました。御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（足立 喜義君） 町民生活課長、加藤晃君。

○町民生活課長（加藤 晃君） 町民生活課長でございます。

平成23年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

平成23年度南部町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ41,886千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,300,306千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成24年3月 5日

南部町長 坂本 昭文

平成24年3月 日

決 南部町議会議長 足立 喜義

そういたしますと、説明をいたします。まず、今回の補正でございますけれども、医療給付費が当初予算で見込んでおりましたよりも減少傾向にありますので、それに伴う減額補正が主なものでございます。

まず、歳出の方から御説明を申し上げます。9ページをお開きください。2款、1項、1目一般被保険者療養給付費1,421万7,000円を減額し、7億39万4,000円とするものでございます。決算見込みによる減額でございますが、22年度決算と比較しますと1,102万5,000円、率にして1.5%の減となる見込みでございます。

2目退職被保険者等療養給付費314万円を減額し、9,279万4,000円とするものでございます。これも決算見込みによる減額でございますが、22年度決算と比較しますと1,578万1,000円、率にして14.5%の減額となる見込みでございます。昨年度は、高額の医療を受けられた方が多かったためではなかったかと考えております。

3目の一般被保険者療養費382万4,000円を増額し、522万1,000円とするものです。これは社会保険で扶養になっていた方が所得要件によって遡及して、扶養から外れたために社会保険が負担していました7割部分を社会保険に返され、この支払われたものを療養費として支給するものでございます。2件該当がございました。

2款、2項、1目一般被保険者高額療養費1,057万8,000円を減額し、8,242万9,000円とするものでございます。これも決算見込みによる減額でございますが、22年度決算と比較いたしますと478万5,000円、5.5%の減となる見込みでございます。

3 款、1 項、1 目後期高齢者支援金 4 5 0 万 4, 0 0 0 円を減額し、1 億 2, 8 6 9 万 1, 0 0 0 円。

それから、6 款、1 項、1 目高額医療費拠出金 3 7 3 万 3, 0 0 0 円を減額し、3, 1 7 3 万 円に。

3 目の保険財政共同安定化事業拠出金 7 5 2 万 9, 0 0 0 円を減額し、1 億 1, 5 8 5 万 9, 0 0 0 円にするものにつきましては、負担金の額の確定により減額するものでございます。

7 款、1 項、1 目特定健康診査等事業費 9 5 万円を減額するものでございますが、これは特定健康検診の受診者が予定数に達しなかったために減額するものでございます。

同じく 2 項、1 目でございますが、保健施設普及費 2 3 7 万 6, 0 0 0 円を減額し、2 2 3 万 6, 0 0 0 円とするものでございます。これは 3 5 歳から 6 5 歳までの 5 歳刻みの方と、前年度無受診の方に実施いたします人間ドックの受診者が少なかったために減額するものでございます。

1 ページおはぐりください。1 1 ページでございます。8 款、2 項、1 目直営診療施設勘定繰出金 1 1 9 万 7, 0 0 0 円を増額し、6 6 4 万円とするものでございます。これは直診病院の西伯病院が行います保健事業や救急患者受け入れ業務に対し、特別調整交付金が交付されますので、それを支出するものでございます。

歳入の方に移らせていただきます。5 ページの方にお返りください。1 款、1 項、1 目一般被保険者国民健康保険税 2, 2 3 1 万 6, 0 0 0 円を減額し、2 億 8 1 5 万 1, 0 0 0 円とするものでございます。

また、2 目の退職被保険者等国民健康保険税 1, 0 0 4 万円を減額し、2, 8 4 4 万 1, 0 0 0 円とするものでございます。いずれにつきましても当初予算編成をした後に 5 月の国保運営協議会を経まして、6 月議会において率が決定しております。その関係で、その額に従って計算したものの徴収見込み額を 9 2 % と計算して見込んだものでございます。

6 ページでございますが、3 款、1 項、1 目療養給付費等負担金、2 目の高額医療費共同事業負担金、4 目後期高齢者負担金につきましては、それぞれ歳出で御説明いたしました療養給付費等の見込みによりまして変更交付申請を行って、今行っている額でございます。

3 款、2 項、1 目財政調整補助金 1, 7 7 7 万 8, 0 0 0 円を増額し、7, 8 8 7 万円とするものでございます。これも交付申請見込み額でございます。特別調整交付金は、西伯病院の保健事業や救急患者の受け入れ態勢などに係るものでございまして、普通調整交付金は医療給付に係るものでございます。医療費の減少に伴いまして減額となってきたところでございます。

4 款、1 項、1 目療養給付費等交付金 1, 5 5 3 万 3, 0 0 0 円を増額し、1 億 3, 3 1 9 万

2,000円とするものでございます。これは退職者に係る給付金から保険税に相当する額を引いたものが社会保険診療報酬基金の方から交付されるものでございます。

次のページをおはぐりください。5款、1項、1目前期高齢者交付金563万円を減額し、3億4,736万4,000円とするものでございます。これは70歳から74歳までの医療給付につきまして、保険者間の不均衡を是正するというで給付を受けるものでございまして、額が確定したことによる補正でございます。

6款、1項、1目高額医療費共同事業負担金184万9,000円を増額し、793万2,000円とするものでございます。これは1件当たり80万円以上の高額医療費に対しまして、共同事業により県の方で平準化を図っているというものでございます。

2項、1目財政調整補助金1,593万5,000円を減額し、3,953万5,000円とするものでございます。これは町村間の財政力の不均衡を調整するために、同様にもらっているものでございまして、いずれも額の確定によるものでございます。

7款、1項、1目高額医療費共同事業交付金につきましては、80万円以上の医療費に対して交付されるものでございまして、また、1,681万7,000円の減額となっております、751万5,000円とするものでございます。

次、10款の繰入金でございますけども、647万3,000円を増額いたしまして、6,506万1,000円とするものでございます。これは法定繰り入れに係るものでございます。

2目の基金繰入金2,717万8,000円を増額いたしまして、6,000万円とするものでございます。これは決算見込みを立てましたところ、財源が不足するというで当初の見込みどおり基金を取り崩させていただきたいと考えております。

以上で国民健康保険特別会計の説明を終わります。

続きまして、議案第4号、平成23年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

議案第4号

平成23年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

平成23年度南部町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ150千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳

入歳出それぞれ116,977千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成24年3月 5日

南部町長 坂本 昭文

平成24年3月 日

決 南部町議会議長 足立 喜義

説明いたします。まず、歳出の方を先に説明いたします。5ページをごらんください。2款分担金及び負担金でございます。1目広域連合分賦金でございます。25万円を増額いたしまして、1億1,534万円とするものでございます。これは保険料の負担金、それから、事務費の負担金が確定いたしましたので、この部分について補正をお願いするものでございます。

3款の諸支出金、1目還付金及び還付加算金ですが、これは20万見込んでおりましたが10万円で十分ではないかということで、10万円減額させてもらうものでございます。これにつきましては見込みによるものでございます。

前ページに戻っていただきまして、歳入でございますが、1款の後期高齢者医療保険料、1目後期高齢者医療保険料102万4,000円を増額いたしまして、7,761万9,000円とするものでございます。これは保険税の方の見込み額ということで、増額をさせていただくものでございます。

それから、3款の繰入金でございますが、一般会計の繰入金。これは事務費の不足部分を連合の方に払う必要がございますので、その分を繰り入れていただくものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議の方をお願いいたします。

○議長（足立 喜義君） 教育次長、中前三紀夫君。

○教育次長（中前三紀夫君） 教育次長でございます。

議案第5号

平成23年度南部町住宅資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）

平成23年度南部町の住宅資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ26千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳

入歳出それぞれ8,011千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成24年3月 5日

南部町長 坂本 昭文

平成24年3月 日

決 南部町議会議長 足立 喜義

このたびの補正予算につきましては、おおむね実績の見込みによります補正予算としてごさいます。

そうしますと、まず、歳出から御説明申し上げますので、6ページをごらんをいただきたいというふうに思います。歳出。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費でございます。12万8,000円から2万6,000円を減額をいたしまして、10万2,000円とするものでございます。内訳につきましては、職員手当を1万1,000円減額。これにつきましては、職員の時間外勤務手当等でございます。それと、需用費を1,000円減額。役務費、これは切手代等でございますけれども、6,000円の減額。負担金、補助金及び交付金につきましては、8,000円の減額でございます。このものにつきましては、住宅新築資金等貸付事業県連絡会議の負担金の減でございます。

そうしますと、歳入の説明をさせていただきたいというふうに思いますので、4ページをごらんをいただきたいというふうに思います。歳入でございます。1款県支出金、1項県補助金、1目助成事業費県補助金34万2,000円から1万4,000円を減額し、32万8,000円とするものでございます。内容につきましては、住宅新築資金等償還助成事業費補助金の減ということでございますけれども、これは先ほど歳出の一般管理費で説明申し上げました事務費が対象でございます。償還助成事業分、これが事務費が減額をしたために、ここの対象区分経費でありますそのものが減額となるということでございます。

次に、2款繰入金、1項繰入金、1目一般会計繰入金でございますけれども、282万8,000円に47万円を加えて、329万8,000円とするものでございます。これは一般会計の繰入金の増でございます。

次に、4款諸収入、1項の貸付金元利収入、1目住宅新築資金貸付金元利収入292万6,000円から24万7,000円を減額し、267万9,000円とするものでございます。それぞれ現年度分、滞納繰り越し分とここに記載をしてございます。現年度分につきましては55万

5,000円の減額、滞納繰り越し分につきましては30万8,000円の増額を見込んでございます。

次に、2目の改修資金の貸付金の元利収入でございます。これは28万6,000円に1万4,000円を加え、30万円とするものでございます。これも現年度分につきましては2万円、滞納繰り越し分につきましては減額の6,000円を見込んでございます。

次に、3目の宅地取得資金でございますけれども、165万4,000円から24万9,000円を減額し、140万5,000円とするものでございます。これにつきましても現年度分を39万3,000円減額し、次のページでございますが、滞納分につきましては14万4,000円を増額をするということでございます。

町長の提案説明にもございましたように、昨今の経済状況、あるいは納付義務者の高齢化によりまして、そういう状況の中で分納等を勧奨しながら、滞納額の引き続きの縮減に努力をしていきたいというふうに思っております。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。以上でございます。

○議長（足立 喜義君） 町民生活課長、加藤晃君。

○町民生活課長（加藤 晃君） 町民生活課長でございます。

議案第6号

平成23年度南部町墓苑事業特別会計補正予算（第1号）

平成23年度南部町の墓苑事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,136千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,325千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成24年3月 5日

南部町長 坂本 昭文

平成24年3月 日

決 南部町議会議長 足立 喜義

御説明いたします。まず、歳出の方から御説明いたします。5ページをお開きください。1款、1項、1目一般管理費でございます。5万円を減額いたしまして、87万7,000円とするも

のでございます。内訳といたしましては、管理を行っていただいておりますシルバー人材センターの関係が主でございますが、管理委託料が4万5,000円減額する予定でございます。それから、工事請負費につきまして水道工事等に5,000円の不用が生じたので、この分を減額するものでございます。

3款の諸支出金、1、償還金でございますが、208万6,000円を減額し、64万9,000円とするものでございます。これは墓苑の方で使わない方が墓地を返される場合がございますが、見込みではかなりの数を予定しておったんでございますけれども、墓地を返される方が少なくなった関係で、その分を減らすものでございます。

前ページ戻っていただきまして、歳入の方でございますが、1款使用料及び手数料、1目墓地使用料でございます。234万9,000円を減額し、38万6,000円とするものでございます。これは返ってきた墓地をさらにまた貸し付けるということをするわけでございますが、返ってきた墓地が少なかったということで、貸し付けるものも少なくなったということでございます。

それから、2款の繰入金、一般会計の繰入金でございますが、この分の21万3,000円の増で、117万5,000円とお願いしておりますところでございますが、この21万3,000円につきましては、先ほど墓地の返しと今度新しく貸し付けがありました、その差がありまして1基分、まだ売れてない分があるということで、その分を不足になりますので繰入金の方でお願いしたいということでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○議長（足立 喜義君） ここで休憩をいたします。再開は3時40分であります。

午後3時20分休憩

午後3時40分再開

○議長（足立 喜義君） 再開します。

上下水道課長、真壁紹範君。

○上下水道課長（真壁 紹範君） 上下水道課長です。

議案第7号

平成23年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）

平成23年度南部町の農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところに

よる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,667千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ250,768千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成24年3月 5日

南部町長 坂本 昭文

平成24年3月 日

決 南部町議会議長 足立 喜義

今回の補正につきましては、実績見込みに基づく補正ということでございます。

事項別明細書で歳出の方を説明させていただきます。5ページをお開きください。歳出ですが、まず、一般管理費でございますけれども、農業集落排水事業の人件費2名分、増額補正をしております。

維持管理費につきましては、当初、農業集落排水施設の汚泥の減容のための酵素を点滴するというので364万8,000円消耗品を計上しておりましたけど、これを減額する。修繕費が補償工事等の減額のため163万5,000円ということで、合わせて528万3,000円。また、委託料につきましては、機能診断の入札による減で55万円の減額でございます。

4ページは、歳入でございます。農業集落排水事業補助金ですが、先ほど申し上げました機能診断の補助金が55万円減額するというところでございます。

繰入金につきましては、316万7,000円の減額。

雑入といたしまして195万円、県工事移設補償費の減額となっております。

給与費の明細は、6ページから7ページのとおりでございます。ごらんいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

続きます。

議案第8号

平成23年度南部町浄化槽整備事業特別会計補正予算(第2号)

平成23年度南部町の浄化槽整備事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ24,740千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46,513千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成24年3月 5日

南部町長 坂本 昭文

平成24年3月 日

決 南部町議会議長 足立 喜義

浄化槽整備事業につきましても実績見込みに基づく、基本的に補正でございます。

まず、事項別明細書で歳出の方を説明をさせていただきます。6ページをお開きいただきたいと思えます。歳出ですが、浄化槽建設費、当初、25基分で計上しておりましたけれども実績が6基分。うち1カ所は集会所でございますけれども、ということで2,474万円減額をしております、内訳は工事請負費、需用費等でございます。

歳入について、ごらんいただきたいと思えます。5ページをお開きください。歳入につきましては浄化槽分担金、当初、25基分で計上しておりましたので20基分の、集会所は分担金を徴収しておりませんので、20基分の減額ということで600万円の減額。

浄化槽使用料につきまして実績見込みによる増で、22万9,000円の増額を見込んでおります。

国庫支出金につきましては、浄化槽整備事業補助金の減でございます。950万円の減額をしております。この浄化槽整備事業補助金につきましては、平成22年度に26年度までの事業計画ということで20基分の補助を受け入れておまして、これは26年度までに事業、もちろん増額変更もあるわけですが、補助を受け入れるということになっておまして、事業を実施すればよろしいということになりまして20基分を受け入れたわけですが、平成22年度につきましては9基分しか実績がございません。23年度は、現在6基ということでございまして、24年度にまた5基分の繰り越しになっております。今回は、補助が当然20基分を上回る実績ではありませんので、この補助を予定しておるものが減額になるということでございます。

それに伴いまして、また起債との関係もございまして、一般会計の繰入金で6基分の対

応をしなければいけないということで、繰入金617万8,000円の増額となっております。

繰越金につきましては、実績見込みで105万3,000円ということでございまして、開いていただきまして、6ページは起債が、当然補助対象になりませんので起債ができないということで、1,670万の起債減額しております。

地方債の明細につきましては3ページに記載しておりますけれども、浄化槽整備事業ということで、当初1,670万の借り入れを予定しておりましたが、ゼロということで変更、補正しております。

続きます。

議案第9号

平成23年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)

平成23年度南部町の公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ107千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ185,502千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成24年3月 5日

南部町長 坂本 昭文

平成24年3月 日

決 南部町議会議長 足立 喜義

歳出につきましては事項別明細書で説明させていただきます。4ページをお開きいただきたいと思っております。歳出につきましては、公共下水道事業、人件費1名分の増額でございます。

歳入については上でございますが、下水道分担金、これは平成23年度に賦課漏れが発見されて、現年度賦課30万円と分納分10万5,000円ということで、40万5,000円の補正をさせていただくということでございます。

一般会計繰入金につきましては、それに伴いまして増減相殺しまして、29万8,000円の減額ということでございます。

給与費の明細については、5ページ、6ページのとおりでございます。

以上につきまして、御審議よろしくお願いたします。

○議長（足立 喜義君） 病院事業管理者、田中耕司君。

○病院事業管理者（田中 耕司君） 病院事業管理者でございます。議案第10号、平成23年度南部町病院事業会計補正予算（第2号）について御説明をいたします。

総則。第1条、平成23年度南部町の病院事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出。第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予算額を次のとおり補正する。

まず、収入。第1款病院事業収益、医業収益、医業外収益、合わせまして既決予算額は22億8,773万7,000円でございます。補正予算額1億85万6,000円。計23億8,859万3,000円とするものでございます。

支出。病院医業費用、医業費用及び2項の医業外費用、合わせまして23億1,953万2,000円。補正額717万1,000円。計23億2,670万3,000円。

資本的収入及び支出。第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予算額を次のとおり補正する。（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億4,145万円は過年度分損益留保勘定資金をもって補てんする。）

まず、収入の方でございますけれども、資本的収入でございます。補助金、企業債、合わせまして3,878万4,000円。補正予算額118万1,000円。計3,996万5,000円。

支出の方でございます。資本的支出、建設改良費、企業債償還金を合わせまして1億8,141万5,000円。補正額はゼロでございます。計は1億8,141万5,000円となります。

続きまして、4ページをごらんいただきたいと思います。収入の部の方から御説明いたします。病院事業収益でございますが、先ほど補正額申しました1億85万6,000円でございますけれども、めくっていただきますと、9ページをごらんいただけますでしょうか。医業外収益の他会計補助金、これが1億85万6,000円となっております。内訳は説明欄に記載のとおりでございます。

もとに戻っていただきまして、支出の方でございます。医業費用、医業外費用、合わせまして23億1,953万2,000円。補正額717万1,000円。計23億2,670万3,000円となっております。これも先ほどと同じようにめくっていただきまして、10ページでございますね。10ページでございます、そこに医業費用の中の給与費がございますけれども、法定福利費の共済組合負担金717万1,000円がふえたということでございます。

それと、5ページになります。資本的収入及び支出のところをごらんいただきたいと思います。収入の方でございますが、資本的収入の補助金、これが118万1,000円補正するわけでございますが、この内訳でございますが、まためくっていただきまして、11ページでございます。そこに補助金の補正額が118万1,000円。内訳でございますけれども、説明欄に記載のとおりでございます。

それと、7ページの平成23年度予定貸借対照表をごらんいただきたいと思います。まず、固定資産でございますが、まず、有形固定資産、これは土地、建物、構築物、機械器具、車両、その他有形固定資産等、トータルで足しまして真ん中のところがございますけれども、41億7,223万8,000円となっております。それと、投資が20万円となっております、固定資産の合計は41億7,243万8,000円となります。

次に、流動資産の方でございますけれども、現金預金、未収金、貯蔵品、合わせまして4億6,097万2,000円でございます。資産合計でございますけれども、46億3,341万円というふうになってございます。

次のページをおめくりいただきたいと思います。負債の部でございます。これは流動負債のみでございます、9,495万2,000円となっております。

資産の部でございますけれども、自己資本金、借入資本金、トータルいたしまして46億4,345万6,000円。

剰余金でございますが、まず資本剰余金でございます。補助金、一般会計出資金、他会計負担金、受贈財産評価額、その他、合わせまして11億529万7,000円となっております。それと、利益剰余金でございますが、トータルいたしますと△の……。失礼いたしました。当期利益は△の4,543万7,000円となっております、利益剰余金合計は△の12億1,029万5,000円。それで、剰余金合計といたしますと、1億499万8,000円ということになります。

したがって、資本合計が45億3,845万8,000円ということになります。したがって、負債資本金の合計は46億3,341万円ということになります。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○議長（足立 喜義君） 副町長、藤友裕美君。

○副町長（藤友 裕美君） 副町長。議案第11号でございます。南部町イノシシ解体処理施設条例の制定についてでございます。

次のとおり南部町イノシシ解体処理施設条例を制定することについて、地方自治法第96条第

1 項第 1 号の規定によって、議会の議決をお願いをいたすものでございます。

本議案でございますけれども、これは御承知のとおり南部町下中谷にイノシシの解体処理施設を開設することに伴いまして、その条例を制定をさせていただくものでございます。この解体処理施設は、有害鳥獣駆除により捕獲したイノシシを地域資源として活用して、イノシシの解体処理作業及び精肉加工を行い、農業被害防止並びには獣肉の特産品化により地域を活性化していくことを目的として設置をするものでございます。

条例の構成としましては、第 1 条の設置上目的から、第 1 4 条までの委任事項を定めた条例内容になっておるところでございますので詳細は省略をいたしますが、よろしく御審議のほど、お願い申し上げたいというふうに思います。

この条例の施行日は、24 年の 4 月 1 日といたしておるところでございますので、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第 1 2 号でございます。スポーツ振興法の全部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてという議案でございます。

次のとおりスポーツ振興法の全部改正に伴う関係条例の整理に関する条例を制定することについて、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定によって、議会の議決をお願いをするものでございます。

本議案につきましては、スポーツ振興法の全部改正に伴いまして関係条例の整理に関する条例を制定をして改正をするものでございます。これは平成 23 年の 8 月 24 日にスポーツ振興法の全部改正によりましてスポーツ基本法が施行されたことに伴いまして、これまでスポーツ振興法を引用していた規定を整理をいたすものでございます。

これは新旧条例対照表を見ていただきたいと思いますけれども、それぞれの法律の改正条項の改正などを行っておるものでございますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

この条例は、平成 24 年の 4 月 1 日から施行ということにいたしておるものでございます。

続きまして、議案第 1 3 号、南部町公民館条例の一部改正についてでございます。

次のとおり南部町公民館条例の一部を改正することについて、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定によって、議会の議決をお願いをいたすものでございます。

本議案につきましては、平成 23 年の 8 月 30 日に公布、平成 24 年 4 月 1 日から施行されることになりました地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律によりまして社会教育法の一部改正が行われ、これまで法律で定められていた公民館運営審議会の委員の委嘱基準などについて、文部科学省令で定める基準を参酌をいたしまし

て条例で定めることとされたことに伴い改正をいたすものでございます。

これについても新旧対照表でごらんいただきまして、それぞれ改正をすべき事項がアンダーラインで改正をしておりますので、よろしく御審議のほど、お願い申し上げたいと思います。

なお、附則といたしまして、この条例は、平成24年の4月1日から施行するということでございます。

続きまして、議案第14号でございます。南部町非常勤職員及び臨時的任用職員の勤務条件等に関する条例の一部改正についてでございます。

次のとおり南部町非常勤職員及び臨時的任用職員の勤務条件等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定によって、議会の議決をお願いをいたすものでございます。

本議案につきましては、これは非常勤職員及び臨時的任用職員の意欲の向上、または優秀な人材の確保を図るために、週における勤務時間が38時間である非常勤職員についてはその区分、職務区分を1種から3種の3段階に分けまして、職務内容及び勤務状況等により格付を行い、その職務区分により月額報酬及び付加報酬を支払うことによって所要の改正を行うものでございます。また、臨時的任用職員につきましては、付加賃金の改正もあわせて行うとするものでございます。

基本的にはそういった内容でございますけれども、実は、この改正に当たりまして第2条第4号中の「課の長」の次に、「南部町出納室設置規則第4条に定める出納室長」を、また「教育次長」の次に「南部町福祉事務所設置条例第4条に定める所長」を加えるという前段での改正を行っているものでございます。これは従来整備ができておりまして、あわせて今回改正をさせていただくというものでございます。第11条第2項を削りまして、同条第3項中「第2項」を「前項」に改めて、同項を同条第2項とするというような内容に改正をするものでございます。

それから、別表を次のように改めるということで、先ほど言いましたようにそれぞれの職種におきまして、3段階の職務区分を設置、設定をすることによって年度ごとの給料の改定を行うようにしたものでございますので、よろしく御審議のほど、お願い申し上げたいと思います。

詳細については、省略いたします。

この条例の施行日は、平成24年4月1日といたしております。

続きまして、議案第15号でございます。南部町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正についてでございます。

次のとおり南部町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正

することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定によって、議会の議決をお願いをするものでございます。

この議案につきましては、これは平成24年の4月1日を施行日として、障害者自立支援法の一部改正が行われたことによりまして、当該法令の条文を引用する規定を整理をする必要があるために改正を行うものでございます。

この施行日は、平成24年の4月1日といたしておりますので、よろしく願いを申し上げます。

続きまして、議案第16号でございます。南部町税条例の一部改正についてでございます。

次のとおり南部町税条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決をお願いをするものでございます。

この条例でございますけれども、これは経済社会の構造変化に対応した税制の構築を図るため、地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が公布されたことに伴いまして、南部町税条例の一部改正について、議会の議決をお願いをいたすものでございます。

改正内容の詳細につきましては税務課長より説明を申し上げますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（足立 喜義君） 税務課長、分倉善文君。

○税務課長（分倉 善文君） 税務課長でございます。それでは、南部町税条例の一部を改正する条例について御説明をいたします。

このたびの改正は、たばこ税を引き上げることや退職所得の分離課税の特例を廃止することと、東日本大震災からの復興に関し、地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律に基づき、個人の町民税に係る均等割の標準税率に加算する額を創設する一部改正でございます。

それでは、新旧対照表の12ページをごらんください。第95条は、たばこ税の税率の改正でございまして、1,000本につき4,618円を644円引き上げて、5,262円に改正するものでございます。この644円の引き上げをいたしますが、これは県たばこ税を644円引き下げるものでございまして、税財源の移譲によるものでございます。

次に、附則第9条の廃止でございますが、退職所得の分離課税に係る所得割について、その所得割の額からその10分の1に相当する金額を控除する措置を廃止するものでございます。

次に、附則第16条の2は、旧3級品の紙巻たばこに係るたばこ税の税率の改正でございまして、1,000本につき2,190円を305円を引き上げて、2,495円に改正するもので

ございます。この305円の引き上げをいたしますが、これは県たばこ税を305円引き下げるものでございまして、税財源の移譲によるものでございます。

次に、附則第25条は、個人の町民税の税率の特例でございまして、適用期間を平成26年度から平成35年度までとし、町民税の均等割の標準税率3,000円に500円を加算する改正でございまして、

議案書に戻りまして、19ページをごらんください。附則といたしまして、第1条、この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、各号に定める日から施行する。

(1) 附則第9条の改正規定は、平成25年1月1日。(2) 第95条の改正規定及び附則第16条の2第1項の改正規定は、平成25年4月1日。

第2条、平成24年12月31日以前に支払うべき退職手当等（この条例による改正前の南部町税条例第53条の2に規定する退職手当等をいう。）に係るこの条例による改正前の南部町税条例附則第9条第1項に規定する分離課税に係る所得割については、なお従前の例による。

第3条、平成25年4月1日前に課した、または課すべきであった町たばこ税については、なお従前の例による。

以上でございます。御審議方、よろしく願いをいたします。

○議長（足立 喜義君） 副町長、藤友裕美君。

○副町長（藤友 裕美君） 副町長。議案第17号でございます。これは南部町放課後児童クラブ条例の一部改正についてでございます。

次のとおり南部町放課後児童クラブ条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定によって、議会の議決をお願いいたしますのでございます。

この議案につきましては、従来より、放課後児童クラブの保護者会より要望をいただいております利用時間の延長につきまして、平成24年度より終了時間を午後6時から午後6時30分に変更することといたしまして、また、その延長します30分の追加負担金の料金区分を設定し、また、あわせて利用料の日割り計算等を明確にするため所要の改正を行うものでございます。

基本的には従来あるものをその表に、このように表を別表としまして、表に従来あるものをまとめさせていただいて整備をするようにいたしております。新たになりますのは、この表の中の別表第2（第7条関係）で、午前6時から午後6時30分までの利用に係る加算額（1カ月当たり）という項目が入っております。時間延長することによって、ここで500円という料金設定をさせていただくという内容のものでございます。あとにつきましては、従来あるものを表にまとめておるものでございます。

それから、別表3の(第7条関係)でございますけれども、これは土曜日以外につきまして新たに表を定めて設定をいたしましたものでございますので、よろしくお願い申し上げたいというふうに思います。

附則といたしまして、この条例は、平成24年の4月1日からといたしております。

また、経過措置としまして、この条例による改正後の第7条の規定は、施行日以後の南部町放課後児童クラブ条例の利用に係る利用料について適用して、同日前の利用に係る利用料については、なお従前の例によるということにいたしておりますので、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

続きまして、議案第18号でございます。南部町特別医療費助成条例の一部改正についてでございます。

次のとおり南部町特別医療費助成条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定によって、議会の議決をお願いをするものでございます。

この議案でございますが、まず、改正点としましては1点目に、平成24年の4月1日に施行される障害者自立支援法の一部改正に伴います当該法令の条文を引用する規定を整理をすることが1点目でございます。それから、2点目にいたしましては、平成22年度の税制改正で年少扶養控除等が廃止されたことに伴いまして所得税が課せられるひとり親家庭に対して、従来どおりの特別医療費の助成を行う所要の改正を行うという内容のものでございます。

1点目の施行日は、平成24年4月1日からということになっております。それから、2点目の施行日は、平成24年7月1日からということになっておる条例でございます。

詳細につきましては福祉事務所長の方が説明を申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長(足立 喜義君) 福祉事務所長、頼田光正君。

○福祉事務所長(頼田 光正君) 福祉事務所長でございます。南部町特別医療費の助成条例の一部改正につきまして、新旧対照表の方で説明をさせていただきたいと思っております。

新旧対照表の19ページをごらんいただきたいと思っております。最初に、第3条のところに書いてあります第5条19項を第5条23項に改める部分が、自立支援法の関係の改正に伴う引用条文の部分での改正になります。

それから、先に行きますと26ページをごらんいただきたいと思っております。26ページの左側の新の方ですけど別表第3条関係以下の部分の改正が、税制改正に伴います年少扶養の控除等が廃止されたことによりまして所得税が課税されるひとり親家庭に対して、従来どおり特別医療費の助

成を行われるようにするための改正部分が入っております。

それと、もとに戻りまして、19ページの先ほど説明させていただいた以降の部分ですけども、これは旧の方で助成の部分に入っている分が一部負担金等の方に同じことが変えて書いてあります。これは県の方の特別医療の助成条例が改正になりまして、町の方の条例もそれにあわせて改正させていただいたことに対する文言等をそちらの方に換えさせていただいたことによる条例改正になっておりますので、よろしくお願いいたします。

改正の時期等につきましては、副町長が言ったとおりでございますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（足立 喜義君） 副町長、藤友裕美君。

○副町長（藤友 裕美君） 副町長。議案第19号でございます。南部町営県単独斜面崩壊復旧事業分担金徴収条例の一部改正についてでございます。

次のとおり南部町営県単独斜面崩壊復旧事業分担金徴収条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定によって、議会の議決をお願いをいたすものでございます。

本議案につきましては、町が県の補助を受けて行っております斜面崩壊復旧事業に係る受益者負担分担金の率の改正で、現行事業に要する経費の総額の3割としているものでございますけれども、これを2割として受益者の負担軽減を図ろうとするものでございます。

附則として、施行期日でございます。この条例は、公布の日から施行する。

2としまして、経過措置を設けております。この条例による改正後の南部町営県単独斜面崩壊復旧事業分担金徴収条例第2条の規定は、平成23年度以後に実施した南部町営県単独斜面崩壊復旧事業の分担金について適用し、平成22年度以前に実施した南部町営県単独斜面崩壊復旧事業の分担金については、なお従前の例によるということを経過措置として定めております。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

続きまして、議案第20号でございます。土地の売却について。

次のとおり土地を売却したいので、地方自治法第96条第1項第8号及び南部町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定によって、議会の議決をお願いをいたすものでございます。

本議案につきましては、きょうの町長の施政提案、新年度予算の施政方針の中でも詳しく述べてありましたけれども、実は、社会福祉法人伯耆の国から土地の譲渡について申し入れをあっております。その内容について協議をいたしました結果、売却をするということについて方針を定

めましたので、議会の議決をお願いをいたしたいというものでございます。

1の売却する土地の表示でございます。これは鳥取県西伯郡南部町落合478番地1ほか33筆。地目、宅地。面積1万4,431.27平米。売却価格、一金1億7,155万6,768円。3としまして、売却の理由でございますが、伯耆の国の経営拡大を図り、法人運営の安定化と自立を支援することで介護サービスのより一層の向上が図られるということでの理由でございます。4としまして、売却の相手方、鳥取県西伯郡南部町落合646番地、社会福祉法人伯耆の国、理事長、山野良夫という相手方でございます。以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

続きまして、議案第21号でございます。町道路線の認定についてということでございます。

次のとおり町道の路線を認定することについて、道路法第8条第2項の規定によって、議会の議決をお願いをするものでございます。

これは新たに町道として2路線の認定をお願いをいたすものでございます。

整理番号といたしまして、まず、3343番でございます。これは路線名が旧県道清水川阿賀線という路線名でございまして、起点が清水川字牧ノ前560地先。それから、終点の方でございますが、阿賀字平塚東222-4地先という区間でございます。それから、3344番といたしまして、バイパスの側道線という路線名でございます。これは清水川字カタフ田4-1地先。それから、終点が福成字澤田1690-1地先という終点の内容でございます。以上でございます。よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（足立 喜義君） お諮りいたします。本日の会議は会議規則第25条により、これで延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 異議なしと認めます。よって、本日は、これで延会することに決定いたしました。

また、明日6日の会議に議事を継続いたします。定刻より引き続き議案審議を行う予定でありますので、御参集をお願いいたします。

午後4時30分延会
